

午前九時〇〇分開議

○議長（鈴木基次君） おはようございます。ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 諸報告を行います。

監査委員から例月出納検査及び平成27年度第2回随時監査結果について文書報告を受けています。お手元配付のとおりです。

これで諸報告を終わります。

日程第2 一般質問を行います。

一般質問の順序は、お手元に配付のとおりです。

7番、高野議員の質問を許します。7番、高野議員。

○7番（高野正君） おはようございます。7番、高野でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、ヘリポートの建設の急ぐ理由はというところで、防災・減災と言われている中で、補助金がつけばといったお話でありましたが、ヘリポートの建設が計画されているようです。確かに、町長は5年前の出馬の折に、公約の一つにヘリポート建設を掲げられていました。しかし、今ここにきて、なぜもっと優先すべきものがあるのではというところですか。私には理解しかねますので、以下の質問をします。

1、防災・減災と言われていることにおいてはおおむね計画ができ、着々と計画が進んでいるので被災後の対応を考えてなのか。2番目は、とにかくにも公約ということなのか。1か2かと問われれば、どちらのほうなのですか。

なぜに今、ヘリポートが必要とされるのか。もっとほかにしなければならないことがないのか。優先順位を考えておられますか。ヘリポートの必要性を、そのお考えをお尋ねします。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） おはようございます。

高野議員の1点目、ヘリポート建設、急ぐ理由はのお尋ねでございます。

1点目が、なぜ、そんなに急ぐのかにお答えいたします。

三尾地区において想定されている災害が発生すると、唯一の幹線道路であります県道御坊由良線が寸断され通行不能となる可能性が高く、孤立集落になることが予想されます。南海トラフ地震の長期評価では、マグニチュード8から9クラスの地震が30年以内に70%の確率で発生すると想定されており、また、近年の記録的な豪雨の影響による土砂災害も予想されることから、津波の避難場所の整備と同様に早急に整備をする必要があると判断し、平成27年1月の地震・津波対策特別委員会でご説明させていただき、地域防災計画で定めた南海トラフ巨大地震津波避難に関する整備計画に基づき整備するものでござ

ざいます。

2点目の公約ということなのかにお答えいたします。

ヘリポート建設は、私が町長に出馬する際に公約に掲げたものでもあります。先ほど
もご答弁させていただいた計画に基づき着手するものでございます。

3点目、被災後の対応を考えてのことなのかでございますが、地震や津波などさまざま
な災害が発生した後に対応できる離着陸場であり、救急や救助などの緊急時にも対応でき
る離着陸場を整備するものでございます。

4点目の優先順位をお考えかにお答えいたします。

地域防災計画におきまして、地震防災施設整備の事業計画として、町は、今後30年の
施設整備計画を立てており、中でも津波避難困難地域の解消のために必要な優先度の高い
施設については、この先10年において順次整備を進めることと定め、ヘリコプターの離
着陸場は、この整備計画で優先度1番の部類にある施設でございまして、年次計画により
平成28年度から着手するものでございます。

5点目の今必要とされている根拠はでございますが、1番目の質問に対するご答弁と同
様で、三尾地区におきまして想定されている災害が発生すると、唯一の幹線道路でありま
す県道御坊由良線が寸断され通行不能となる可能性が高く、孤立集落になることが予想さ
れます。津波の避難場所の整備と同様に早急に整備をする必要があると判断し、地域防災
計画で定めた南海トラフ巨大地震津波避難に関する整備計画に基づき整備するものでござ
います。

○議長（鈴木基次君） 7番、高野議員。

○7番（高野正君） 私は、ヘリポートなんて要りませんよと言ってないんですよね。せ
んだって、和田小の入山地区の子どもさんが、入山にもヘリポートという話も出ました。
あればいいでしょう。あればいいとは思うんですよ。決して要らないとは思ってません。
あればいいんですけども、もっとほかに、だから優先順位どうなってますかと。ほかにし
なければならないことは数多くあって、すぐできないことばかりですよ。30年計画と
おっしゃいますが、30年で一番優先されるのはヘリポートなんですか。そら松原にも、
命山できつつありそうな雰囲気ですが、ほかに何ぼでもしなければならないこと、三尾が
孤立すると言いましても、孤立ならいいですよ。まだ、命が危ういというところがあちこ
ちにあるんじゃないですか。

例えば上田井、近くにロマンシティがある。前にも申し上げましたが、ロマンシティが
あるからロマンシティへ逃げたらええ。それはいいですよ、ロマンシティ。あそこは下に
いろんなものが埋まっていて大丈夫かよというところがあるんですよ。誰とは言いません
けど、隣の市のある議長さん、「高野、あそこ危ないで」と、「ロマンシティには逃げる
なと言えよ、みんなに」て、そう言われてます、はっきり。それくらい危ないと初めから
言われているんですよ。そこへ逃げよでしょう。ましてや、隣の市になるんですよ。おか
しいと思いません。やっぱり、美浜町は美浜町内で施策なり何なり手を打って、自分とこ

ろで確保すべきと思いますが、町長、どのようにそういうところをお考えなのか。

全く、ヘリポート、ヘリポートと言いますけども、これ被災後の話ですよ。確かに避難場所にもというところもあって納得はするんですよ。だったら避難場所整備すればいいわけなんで。そのほかにも、緊急離着、ヘリの何カ所か私は知りませんよ。聞くところによると4カ所ぐらいあるらしいですが、4カ所、三尾にもありますよね、1カ所含まれていると思うんですが。そういうことが頭に入っていて、当然ヘリポートが三尾の小学校の北東側に要ると、なおかつおっしゃられるのであれば、本当に少し、必要性が非常に薄いんですよ。

例えば和田東のほう、吉原西のほう、ひまわりこども園も外階段つくっていただいて逃げられるかもしれませんよ。しかし、あそこは、ひまわりこども園の南側の道、あそこへ陸橋でも通して、そのまま直接屋上へも逃げられるようなところをつくれば、まだもっともっと効率的かなと思うんですけども、それをさて避難して渡ったところで後ろ、南側を見ますと、あるお宅、職員のお宅ですよ、3階建てで、あそこの屋上の3階のほうが高いん違いますか。だから、そこへ。私は、かつて外階段つくったら小学校にというてつくっていただきましたが、ひまわりこども園にはつくってほしいとは言わなかったですが、そのとき。結局、本当にそこへ逃げるのかなと考えたら、わかりませんよね。かつてはその前は、ひまわりこども園、どこが避難場所になってたか、和田東の会場だったらしいですよ。時の防災会の会長さん、怒りましてね。我々よそへ逃げんのに、ひまわりこども園、ここ東へ逃げてくるのか、そんな危ないことするのかと。もうこれは避難訓練なんかはやめやと。あつけにとられてそう言うておられましたけど、まあそう言わんとという話でしたけども。

結局、今、必要なのは防災・減災に向けて今必要なのは何かと、ほんまに優先順位考えたら、本当に補助金がつく、つかんにかかわらず、要るのか要らないのかというたら、今急いで建設すべきものではないと思うんですよ。もっとほかにするのが多くあるとは思いますが、いかがですか。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 高野議員にお答えいたします。

優先順位というような形のご質問であったかと思うんですけども、これに関しましたらば、あくまでも整備計画に基づきましてさせていただいてるところでございまして、これに関しましても、議員各位のほうにもご説明申し上げ、そして、その中で優先度ということで1、そしてあと2というような形の中でご説明させていただいたかと私は認識してございます。

高野議員もご存じのとおり、優先度1というような形でございましたらば、平成28年度に行います松原の高台とか、そして現在も取り組んでございます浜ノ瀬の浜ノ瀬分館避難タワーとか、それに基づきまして三尾のヘリポートということもございまして、あくまでもこの整備計画に基づいて私はしているということで認識してございますし、あくま

でも、今、高野議員がおっしゃる優先順位ということでおかしいのではなからうか。

また、先ほどのお話の中では、ロマンシティというような形もあったかと思うんですけども、別段、私自身は、美浜町であって御坊市へ行く、御坊市からこっちへ来るということは、あくまでもこういった緊急時ということでいえば何らおかしくはないかなど、このように思いますし、ロマンシティだけではなくてジョーシンさんですか、そういったところにも避難場所としてお願いしているような状況でございまして、あくまでも整備計画に基づいてしていくという方向でございまして。

○議長（鈴木基次君） 7番、高野議員。

○7番（高野正君） 日ごろどこにいてるかわからないんで、ロマンシティであろうが、スカイツリーであろうが、どこでもいてるところで高台へ逃げたらいいんで。ただ、本当に要らないとは言っていないですよ。単にヘリコプターおりるんだよというん違うて、避難場所としてそこで開発して、皆さん逃げていただけるようにするんですよというなら話わかる。ついでにヘリポートがおりたらええわという話になるんですよ。現実、緊急ヘリポート離着陸場というものは、若もの広場2つ、松洋中、多目的広場、4カ所ほど指定されているとは思っていますよ。だから、もちろん若もの広場の1つは三尾地区、被災後はあそこも使えるか、使えないか、それはわかりませんが、現実。だから、あるのも事実ですし、もし補助金がついてきたら、別のことを考えれば、いろいろとあるんじゃないかなと思うんですよ。

そういった中で、ヘリポート、ヘリポートと簡単に言いますが、どれくらいの規模かわかりませんが、夜間の照明も要れば、燃料タンクも要れば、何も要ればというような規模になってくるとは思うんですが、実際公式なヘリポートになりますと、大概、今回予算に上げられているような金額では済まないような状況ではないんですか。

だったらというところなんです。だったら、ほかに何ぼでもすることあるんじゃないかなど。かつて町長は、被災者はゼロにしたいと、この議場でおっしゃいました。ゼロにするためにはどうしたらいいかと考えていたら、今、何が最優先すべきかということはおのずからわかってくるはずだと思うんですが、その辺のところはいかがですか。

それと、先ほども言いましたように、入山地区にもヘリポートあったらええなというような話で子どもさんが防災関係でされました。確かにあったらよかろうと思うんですよ。極端な話、入山だって周り水だらけで、どこか城攻めにあったような感じになってしまうと思うんですよ。そんな中で、やっぱり物資どこから運ぶんなど。手こぎの舟でも運べるでしょうけども、ヘリポートが早いんですよね。上から物資は、しかし落とせませぬ。物なかったら、物資が落とせる。

だから、何もかもやって終わって、まだこんなもんがあったらええなと、それで計画されてつくっていかれたらいいと思うんですが、ただ、早々とヘリポート建設にかかるというのは、住民の皆さんから見たらどうなんしょうか。優先順位の1番とおっしゃいましたが、簡単に軽々にそういうことをおっしゃいますと、防災・減災のことを除いて優先順位

がヘリポート1番にありますので勘違いされますよ。

だから、私はそうは思っていないんですが、今ここでほかにもっとすべきことがあるのではということで、どうしても要ると言うのならそれは仕方ないことですが、どうもその辺、30年計画云々の中で、何も議員から意見が出なかった、何も出なかったというお話ですけども、言えるところと言えないところとあるんですよ、場所的に。時期的にも。事前協議やのへったくれやのと言われますからね。そういうことを含めて、何も意見が出なかったのと違って、言いたくても言えなかったところもあるんですよ。

ヘリポート、こんなに急ぐのかというのは、ここに議員10人いますけど、多分、私だけやないと思うんですよ。何人かの議員は、これはちょっとおかしい違うかと、こんなに急いでつくる必要もない違うかというような話もありますんで、その辺も含めて、町長、もう一度その辺、答弁お願いします。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 高野議員にお答えいたします。

高野議員もおっしゃったとおり、小学校とか、そしてひまわりというような形で、外つけ階段というような形でさせていただきました。過去でございます。そして、現在でございますが、浜ノ瀬公民館のほうにつきましても、避難タワーから公民館の屋上へというような形で今しております。そして、平成28年度に関しましたらば、松原地区は、やはり高台が少ないという形の中で、周辺でも随分と大きいであろう命山高台ということで、平成28年度する方向でございます。

続きまして、今、高野議員がおっしゃる三尾地区でございますが、先ほど私自身がお答弁もさせていただきましたとおり、あくまでも県道というんですか、幹線道路が一本でございます。もちろん地震、津波もそうでございますし、ほかに台風もそうでございます。いろんなことを勘案しながら言えば、私自身はヘリポートというのは決して急ぐというんじゃないで優先度の高いところと私自身は認識してございます。おっしゃるとおり、物資もそうでございます。緊急救急、いろんな形の中で、私自身はあくまでも、前もご答弁させていただいたんですけども、大型ヘリコプターではなくて、緊急の離着陸場のヘリポートというような形の中で今回はしていきたいということでございますので、決して三尾のヘリポートだけが突出したというような形ではなくて、いろんな形を順次というんですか、その辺も優先順位という形を、私自身、先ほどもご答弁させていただきましたが、あくまでも1類というんですか、1番の部類に入っているそれに伴いまして、基づきまして整備を図っていききたいと、このように考えておる次第でございます。

○議長（鈴木基次君） 7番、高野議員。

○7番（高野正君） 次の質問に入らせていただきますが、その前に、一つだけ言うときます。

三尾地区が突出して何でもかんでもやってもうてるなんて、私思っていないですよ。あればいいとは思っているんですけど。あればいいんですけど、優先順位ということでひっかか

っているだけなので、三尾地区何でもしてもらえることはしてもらったらいいとは思うんですよ。

次の質問にいかせてもらいます。

公共用財産と普通財産の維持。

まず、公共用財産についてお尋ねします。公共用財産とは、どういったものを指すのでしょうか。どこのどれとどれのことをいうのでしょうか。全て列挙してください。

例えば、町立柔剣道場などをいうのでしょうか。この柔剣道場、建物は、土地は、どういった財産なのでしょう。森下町長が就任以来、使用したことは聞いたことがありません。今後、どのようになさるおつもりか。

また、畜産センター前を北のほうに入っていきますと、かつては何軒かの町営住宅がありました。今はどうなっていますか。どのような財産なのでしょう。

次に、普通財産についてお尋ねします。平成24年、26年と、ある方からご寄附をいただいているようですが、それは記憶にあるんですが、恥ずかしながら、どこにどれだけの土地を所有しているのか全く記憶にありませんので、まことに申しわけありませんが、これも全てお示してください。

聞くところによりますと、土地は寄附していただいたところ、その土地の活用方法が未定で、草刈り等々に手間がかかり難儀をされているのでは。今後、これらの土地をどのように活用されるおつもりですか。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 高野議員の2点目、公共用財産と普通財産の維持についてお答えいたします。

1つ目が、公共用財産とはどういったものですかにつきまして、あくまでも一般会計ベースでございますが、地方自治法第238条第3項に、公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類すると定められていて、同条第4項に、行政財産とは、普通地方公共団体において公用または公共用に供し、または供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいうとなっております。

例年9月にお渡ししてございます一般会計決算書の末尾に、「財産に関する調書」を添付させていただいております。この調書は、地方自治法施行規則第16条の2に様式が定められているわけでございますが、その中に公有財産という項目があり、本庁舎、その他の行政機関、公共用財産、山林、普通財産という区分をしております。公共用財産は、行政財産のうち、住民の一般的共同使用に供することを本来の目的としている公有財産をいうとされてございます。

ご質問にあります和田の柔剣道場は、土地、建物ともに、この公共用財産の中に含まれてございます。

2点目のこれら全ての所在地の地域名、番地、面積はについてでございますが、平成26

年度末でお答えいたしますと、柔剣道場の土地は、大字和田1022番地の5外4筆で、685.62㎡でございます。建物の面積は316.20㎡でございます。以下、土地の面積の大きいところでは、和田BC団地が、大字和田1138番地の182で2,497.56㎡、大浜団地が大字和田1138番地の242外で3,306.25㎡、第2若もの広場が大字三尾3番地外18筆で7,082㎡、ひまわりこども園が大字吉原605番地の5外4筆で4,924.56㎡など、公共用財産に分類されているものは件数で51件、面積では10万584㎡となっております。建物は65件でございます。

普通財産とはどういったものですかにお答えいたします。

地方自治法の定義で申し上げますと、特定の使用目的の定めがない財産、つまり行政財産以外の一切の公有財産ということになってございます。

続きまして、これらについても全ての地区名、番地、面積はのご質問でございますが、元和田団地が大字和田1181番地の5外3筆で合計696.72㎡、元松原保育所が大字吉原1083番地の3で1,010.79㎡、ご質問にございました平成24年度にご寄附いただいた大字三尾845番地が334.61㎡、同じくご寄附いただいた大字和田1777番地外1筆が810㎡、平成26年度にご寄附いただいた田井畑の土地が大字田井526番地の4外3筆で2,300.77㎡など、件数で23件、面積で1万416㎡となっております。

続きまして、今後の活用方法は考えていますかにお答えいたします。

普通財産の今後の活用でございますが、例えば商工会館の敷地など、既に有効には活用されているものの台帳の上では普通財産に分類されているものもあり、23件全てが使用目的が特定されないものばかりではありません。しかしながら、なかなか有効活用の方法が見当たらず、草刈りに苦労している箇所もあるのも事実でございますので、近隣の方への売却の可能性なども含め、有効活用を模索していきたいと考えてございます。

○議長（鈴木基次君） 7番、高野議員。

○7番（高野正君） 冒頭、一般会計決算書の末尾に財産に関する調書をつけていたかというところなんでしょうけど、決算書ここにあります。これね、これだけです、これだけ。これだけしか載ってない。全部一まとめ。提出していただいた、一々言うのうるさいから書類で出しとかということ。A3、4枚。これもたった見開きのところに載せて、これがそうですよ。こんな質問初めてでしょうけど、私もするの初めてで、私が今4期目になりますが、議員やらせていただいて。いつもこれです。これでいいんですか。おかしいんじゃないですか。普通は、これを添付すべき違うんですか。こんなん見たって誰もわかりやせんやな。これを当然つけるべきでしょう。そんなことになっていませんか、基本的には。こんなん見ても誰もわかりませんよ。どう思われますか。

続いて質問させていただきますよ。絶対なっているはずよ。

続いて質問させていただきますが、例えば畜産センター、その前に建物だけで言うときます。

和田BC団地の向こう側に建物ありますよね。鉄骨づくりですか。使ったことないですよ。私が議員在職中には、いつでも使ったとは聞いておりません。一体どうされるつもりか。町立柔剣道場、町長在職中使ったことありませんよね。どうされるつもりですか。公共用財産になっていますと、そのままですと売れることもできないですよ、普通財産にしとかないとね。使わないんだったらさっさと取り壊して、さっさと売り払う。管理費かかってくるだけでしょう。そのほか、土地においても、畜産センター入って行って旧町営住宅、広い土地そのまま更地で残っていますよね。そのもっと北側にも残っていますよね、800㎡ほど。こんだけの土地があるやないですか。よそのことは言いませんけど、印南は、よそのこと言いませんけどって印南のこと言いましたけど、宅地で売り払ったでしょう。

寄附いただくのは結構なんです。結構なんです、喜んでいただきますと、後の守りに大変手間がかかる。不要なもの売らんとときやありませんか。もらうだけ損ですよ。今この土地の安いときに、使う方法も当てもないのに、くれるからってほいほいもらっていったらえらい目に遭うんですよ。民間で持つときや固定資産税入ってくるやないですか。使わないところさっさと売り払いませんか。

もっと言いますよ。土地、今のところこれから考えるんでしょうけど、とりあえず、今言った元和田団地、1181の5の3筆、これ4筆あるんですよ。みんな1筆1筆151ですよ、最低。180からあるんですよ。これ4筆あるんです、そこに。次、元新浜団地、これは知れてあるな、55.22。松原火葬場、これはどうしようもないけど、誰も買ってくれて家建ちませんよね。元松原保育所、これ今使っているんですよ。使っているところでも、何とかあいたところあるでしょう。例えば松原保育所使っているの建物だけやないですか。ここに土地の2枚目ですね、1から23。これ町長おっしゃいますけど、今後どうするか。検討中か考え中かわかりませんが、いきなり何も使っていないところは今まで何も考えてこなかったんですよ。考えておられましたか。

誰も何も言えへんからほっとく、多分そんなもんでしょうけども。例えば商工会の敷地など有効にと、使っているところは使っているんでしょう、やっぱり。だから、有効に使えるように考えませんか。これ一遍、町長、今ぼつと思いつきでいいですから、これどのようにお使いになるのか、今後。

23件全てが使用目的が特定されていないものばかりではありません、今使っているところはそれはいいですよ。ばかりではない、それはわかります。だけど、今まで使っていないところは、ほらくりばかりじゃないですか、全部。ずっとほらくってんでしょう。それは草刈りに行かなあかん。それは大概手間かかることですよ。800㎡になるものを草刈り1人や2人で1日やそこらでできませんよ。

だから、有効活用が見当たらない、方法が見当たらない、草刈りに苦勞している、これ現実なんです、町長、実際。町長、草刈り好きでしょうから、それはお手のものでしょうけど、一般職員これやらされたらたまったものやない。なぜこんなことしやなあかんのか

よと。そやから、できるだけ余計なもの持たんと、さっさと売ってしまおうや。売るときも、例えば今、民間が坪100千で売っているから、公用で売るんやから80千、そんなわけにいきませんよね、やっぱり。民間の事業を邪魔するから、やっぱり80千か、ちょっと95千円とか、今にしても、いきなり1割安くしても2割、3割安くできませんよね、民間の事業者の邪魔しているみたいなものですから。だから難しいんですよ。役場がこういう土地をばさばさばさばさ持っていきますと。いっそのこと大浜団地ぶっ潰して、ぶっ潰す前に、ここのところへ新しい新築の公営住宅建つとか、そういうのならまだ話わかるんですよ。できるだけ、だけど箱物は持たないほうがいいですよ。これからどうなるかわかりませんから、地方行政も。そういうことを考えていただかれてこそ、町長の手腕が発揮できるんやないかと。

何ぼ西のほうが津波には強いと言いましても、やっぱり来るかもわからんと、どうなるかわからんと。それに近い建物を建て、その上に避難場所にもなるようなとか、いろんな考え方があると思うんですけども、どうお考えですか、町長。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 高野議員にお答えいたします。

先ほどもご答弁させていただいたんですけども、本当、草刈り等々で難儀というか、そういう土地もございます。この件に関しましたらば、公民館の、そして道を挟んでお隣の土地というような形の中でいえば、最終的には、ややもすれば駐車場用地にできないかというような形の中で、最終的にご寄附というような形に、そして、ほかのところも緊急の物資とかの保管というような形にもできるのではなかろうかというような形でご寄附いただいたような、私、記憶はしておるんですけども、先ほどご答弁させていただいたとおり、高野議員もおっしゃるとおり、近隣の方とかいろんな形で売却も含めた中で、有効に何かできないかなということも今後でございますが模索していきたいなど、このように思います。

なかなか町として持っていてもうまく使えていないというケースもあろうかと思うんですけども、改めまして土地の有効活用とか、そして売却も含めた中で検討してまいりたいなど、このように思います。

○議長（鈴木基次君） 会計管理者。

○会計管理者（中井善朗君） 高野議員にお答えいたします。

まず最初に、決算書の様式についてですけども、町長のご答弁の中でも述べましたけれども、地方自治法施行規則第16条の2に別記のとおりとするということで、高野議員もご存じかと思うんですけども、調書につけている様式が載っています。それでは十分な説明不足になるのではないかという点のご指摘だと思いますけども、その資料添付につきましては、今後また、申しわけないですけども勉強させていただきたいと思います。

それから、私が答弁していいかどうかわかりませんが、ことしの町長査定するときにも、町がご寄附をいただいて、何もしていない更地の土地については、売却等も含めて、

やはり今の財政難の中で、それも一つ考えるべきではないかということで、私も言わせていただいたことがありました。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 私のほうから1点補足させていただきます。

決算書の財政の明細書につきましては、今、会計管理者のほうからご答弁申し上げたとおり、一度検討させていただくということになりますけども、あと、光荘、それと柔剣道場のお話でございます。光荘については、数年前までまだ地元の老人クラブの方とか、ゲートボール、グラウンドゴルフというようなあたりで、利用はあったというふうに解釈しております。これを普通財産に早くして、早く潰して土地を売ったらというご指摘なんですけども、その場合、解体費用については、普通財産にしてしまうと資金手当が全くなくなってしまうというようなこともありまして、一旦まず、そのまま行政財産のまま廃止せずにおいておいてくださいというふうな話を逆に財政のほうからお願いしているところです。今ちょうど総務のほうでつくっています公共施設の総合管理計画というのがありますので、その中に、この公共施設については廃止というふうな方向づけをしていきますと、起債が借りられるというような条件がありますので、普通財産に急いでせず、そのままの施設名でしばらくおいておいてほしいというふうな協議を中でしている、そういう事情もございます。

それと、和田団地、旧A団地4筆の売却についても、今、会計管理者からもありましたように、査定の中ではそういう売却ということも視野に入れてという検討はしているところです。

それと、年間通じて何件か必ず、この土地もう使いようがないんでもらってくれないかというようなお話は総務のほうへもありますし、窓口へもそういうお話というのはちょくちょく来る話なんですけども、ここ一、二年のことでいいますと、田井畑の大きな土地については防災面で今後活用が期待できるだろうということでご寄附をいただきましたが、その他については、今のところ全てお断りしているという状況でございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 7番、高野議員。

○7番（高野正君） そういうことなら理解できますしあれなんです、安易にもらうと、後の守りのほうが大変やと。もっと土地が高けりゃ、いただきますともうておいて売り払やええんやけど、なかなか売るのも、寄附された土地というのは売りにくいと思うんですよ。

私、去年、決算審査の研修に行っていました。そこで言われたのは、公共財産、普通財産も含めて、だまされるなどと言われてきました。この決算書にあるように、一括でほんと1つ上げられたら、60筆、70筆あるやつが一括でほんと何十万㎡とか書かれて、どこでどう減ったかというのはわかりますよ。次の年に売ったら少なくなっているんやか

らわかりますけども、どうするかわからんから、行政がいつ何どき売るかわからんから、目をちゃんと光らせとけと言われてまいりました。公費で研修に行かせていただきまして、公にこうやって文句言うのはいかなもんかと自分でも思っておりますが。

だから、そういうことで、これは全くの不親切ですよ。私自身も恥じております。一切これには触れたことがなかった。どこにどれだけ何があるか知らなかったというのは、まことに町民の皆様申しわけないと思っております。だから、ちゃんときちっとした管理をしていただきたいなど。

反対に、管理しなくてもいいようなところどころは早く売り払って、身軽になって、それ担保で起債でもできりゃいいですよ。例えば光荘、これ担保で3億円貸してくれるんやろうて、こういうこと言うたらいかんのですけど、光荘をあげるから3億円頂戴と、そうなりゃ、それで差し引きゼロにしまっせと言うてくれたらありがたい話ですけども、光荘なんて売れるとも思ってないですし。

だから、町長、早く持っている財産、特に土地の2枚目のところにおいては、何十筆か、早急に処理方法を考えられて、ああするこうする、いろんな、防災企画に振ったって、防災企画、今大変忙しい時期ですよ。だから、町長みずから、こういうふうにしたらどうや、ああいうふうにしたらどうやと、こんな方向でとかいうようなことを。例えばここに今建て増ししますけども、こっちだけ向こうで地域包括センターはここへぼんと建てるんやとか、いろんな使い勝手があったと思うんですよ、いろんなことを考えれば。これだけの財産あるんですから。だから、そういうことも含めて、今後、本当にどうやっていくのか、いつまでにどう決断されるのか、いま一度ご答弁をいただきたい。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 高野議員にお答えいたします。

ただいま、いつまでにとというような形の質問もあったかと思うんですけども、これにつきましては、ここできちっと何月何日というのはちょっとご答弁はしかねるんですけども、先ほどもご答弁させていただきましたとおり、売却も含めながら有効利用ということを考えていきたいなど、模索していきたいなど、このように思います。

○7番（高野正君） 終わります。

○議長（鈴木基次君） しばらく休憩します。

再開は、午前10時とします。

午前九時四十九分休憩

———・———
午前十時〇〇分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。

6番、谷議員の質問を許します。6番、谷議員。

○6番（谷重幸君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

まず、煙樹ヶ浜海岸保全と漂着ごみによる産業被害のことです。

この海岸保全については、毎定例会において質問させていただいております。もちろん、行政としていろいろな対応に当たっておられる、苦勞されておられるのも重々承知の上ではございますが、やはりこの問題を考えるときに、解決のために少しでも前に進めなければならない、この思いになる訳であります。こうした思いに至る事案といたしまして、いろいろ考えさせられる場面というのが過日ございました。

今までこの浜、この海に対してやってきたことがいいとか悪いとか、今やっていることがいいとか悪いとか、そういう話ではございませんが、ある住民さんとの浜を見ながらの会話でございます。今日の前にある浜を冷静に見た、またその影響、これまで変わってきたさまについてもお話しになりました。大まかに申しますと、東側を見ますと関西電力御坊発電所がある。その影響の全てをここでは申し上げませんが、そして、日高港湾塩屋区がございます。そして日高川河口を挟み、浜ノ瀬工区がございます。ここまで話したところ、質問にもございます漂着ごみに関しても大きく影響のある場面でありましょう。

そして、浜ノ瀬工区から西に目を移しますと、いつまでもよくなる荒れ果てた浜がございます。その地域には、いつの日からか消波ブロックが浜ノ瀬部分の端から端までを覆うようにもなりました。それから、考えられないほどの高波も来るようになりました。これからやる云々は別としまして、パラペットはどんどん高くなり、現状は浜ノ瀬部分に関しますと中途半端なかさ上げにとどまっています。そして、浜の反対側、本の脇部分には、漂着ごみがいつまでもほったらかしの状況でございます。そして、産業を考えますと、景観上はどうか。漁業はどうか。魚はとれなくなり、シラスもとれない。漁業者の死活問題にあります。おまけに、漁をすれば、ごみが入る。ごみの影響で漁業がままならない。海の中にまでもその影響が及んでおるわけでございます。

これ以外にもさまざまな問題があると考えますが、要するにその会話というのは、この浜は一体どうなってるのなと、何なこの浜はと、こういう話になったわけであります。私としまして、正直、返す言葉もございませんでした。今日にその浜があり、言われたままの浜がそこにあるからでございます。

被害といたしまして、影響というのは、過去の時代背景から申しますと、これまでこの場をかりて言わせてきていただいたさまざまな状況、要因があり、自然の変化の影響もあるのもまた事実でありましょう。その一つ一つが後世に残された我々の課題であり、行政としての課題でもあるわけでありましょう。

私も、自分に言い聞かせております。私が議員になって1年たちました。細かい部分、少し進んだかという話は別にしまして、大きくは動いていないこの浜の状況を、どこかで自分の気持ちの中でよしとしてないかと。あるいは、今回質問にもありますように、本の脇に漂着ごみがある、このことをどこかでよしとしてないかと。海中、海底のごみはどうか。どこかで諦めの気持ちを持ってないかと。場面場面でいろんな事情がある。進んでいるような状況もございます。そんな状況はあるにせよ、どこかで今日の浜の問題をよし

としていないだろうか。こういった自分への戒めも込めまして、今回もこの浜の質問をさせていただきます。

1つ目、浜ノ瀬地先海岸における浸食、高波対策について。

現状の説明は省略いたしますが、前定例会において示された浜ノ瀬海岸の海浜の現状特性の把握等の基礎検討業務の進捗状況をお伺いしたい。

それから、漂着ごみによる産業被害について。

昨年の台風により、煙樹ヶ浜に打ち上げられた本の脇付近のごみがいまだに放置されたままになっている。平成27年第3回定例会においても、迅速な対応を求める質問をしましたが、対応はどうなっているのか。産業に係る部分ではないものの、景観上の支障が長く続いている状況でございます。これの回収はしないのか。

それから、漂着ごみによる産業被害について。

過日、地びき網操業に際し、平成23年の台風12号により流れ着いたと思われる大木が網にひっかかり、操業を中断せざるを得ず、もちろんまともに漁になるわけもございません。この日を例には挙げましたが、実際には幾度となくこういう被害が続いている状況でございます。27年第3回定例会においても一部指摘させていただいた事案ではございますが、改めてその被害と、この被害が長期間にわたって続いている現状を町としてどのように考えておられるのか、いま一度、見解をお伺いしたい。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 谷議員の煙樹ヶ浜海岸保全対策と漂着ごみによる産業被害につきましてお答えいたします。

まず、1点目が、浜ノ瀬地先海岸における基礎検討業務の進捗状況はでございますが、12月議会における答弁と重複いたしますが、この基礎検討業務は、想定される設計波を算出、既存のパラペットによる防護機能の評価や汀線の浸食要因の分析などを行うとともに、消波機能はもとより、工事の施工性や経済性、環境への影響なども考慮した上で、この海岸にふさわしい対策工を幾つか選定するというもの。現在、鋭意その業務を進めていただいているところでございます。

その着手に至るまでには、何度となく和歌山県と協議を重ね、実現していただいた業務であり、その検討結果に関する説明を待ち望んでいるところでございますが、新年度に入ってから詳しくご説明くださる手はずとなっておりますので、いましばらくお待ちいただければと存じます。

2点目の本の脇周辺海岸に打ち上られているごみ及び漂着ごみは回収しないのかにお答えいたします。

過去5年において、三たび台風や大雨により想像を上回るほど大量の流木が煙樹ヶ浜に打ち上げられ、地元地びき網漁の操業再開を最優先として、海岸管理者である和歌山県とともに、その処理を実施してきたところでございますが、近年、その頻度、量とも以前に比べ著しくなってきているのではないかと感じている次第でございます。

去る9月議会においても、県との協力体制の充実と迅速な対応をというご指摘をいただいているところ、ご質問にある本の脇付近の海岸漂着物、とりわけ大きな流木については早急に対応することといたします。

景観上の支障、美浜町が他に誇れるとうとい財産である煙樹ヶ浜、そこから受けてきた恩恵は、漁業面だけではなく、その景観面においても大きいものであったと認識しており、今後もそのことを十分念頭に入れ、町としても景観保全に努めてまいります。

3点目の漂着物による産業被害についてどのようにお考えかでございますが、海底に沈んでいる流木により漁網への被害が多発していること、また寒風吹きすさぶ中、その補修に苦慮されていること、承知しているところであり、気象条件により操業が制約されている上、漁網の破損ともなれば、そのご苦労大変なものと思っております。

古くからの町の特産品、その漁獲面を担っている地びき網漁についても、美浜町の水産業振興の一環として支援していかなければならないと認識しているところであり、漁業者の皆様と対話をしながら、漂着ごみをはじめ、漁業を取り巻く厳しい環境の折、よりよき方策を見出していければと考えてございます。

○議長（鈴木基次君） 6番、谷議員。

○6番（谷重幸君） いわゆる基礎検討業務について答弁いただきました。

これ、どのような結果が出てくるか知りませんが、少なくともこのままでいいという結果は出ないと考えております。このままでいいという結果が出た場合は、議論としては、すぐもとの浜に戻しなさいよと、こういう議論をせなあかんことやと思います。

町長、前定例会でも言いましたとおり、この基礎検討業務内容によって具体的な工法が示された場合、速やかにその議論に移る体制を整えないとあかんと思います。そこからどうやって進めるのか。そのくらいの準備はせなあかんわけです。どういう結果が出ようと、簡単にはいかないことは、これまでもこの場をおかりして再三申し上げているところではございます。その準備というのは、今、当町はどの段階にあるのか。この現場の対策はしかり、第2期計画の話をするのも間違いではないでしょう。この第2期計画の話も、道理的にはこれまでのいきさつを考えても、本来の役割を果たしていただく、そういう考えでも間違いではないと思います。

先ほども言いましたが、当町のこの問題の話を前に進めるための準備、これはどの段階にあるのか。もう一度お考えいただいて対応に当たっていただきたい。このあたり、町長、何かございましたら答弁をください。

それから、本の脇付近の漂着ごみであります。産業に係る部分については、県の補助金はあるものの美浜町として予算もとられており、対応にも当たっておられると理解いたします。このあたり、美浜町で対応する部分、県で対応する部分、分かれてくるころであると思いますが、今のところ、やり方を見ていますと、美浜町がやっていることは別にしまして、基本的に県の対応としては、この漂着物の回収事業といいたいまいしょうか、そういう作業は年1回ぐらいの対応ということなんでしょう。

だから、タイミングによっては、長期間にわたって漂着物が放置されるのが現実である。それが今の本の脇付近の現状なんでしょう。台風のタイミング、一度掃除をしても、次の台風でまたなる。そういうこともあるでしょう。台風が来るたびに対応するのは無理としても、せめて県の対応としても2回から3回ぐらいの対応を考えていただかないと、この景観上の保全も保たれないものでしょう。

それから、海中、海底のごみですが、この被害についても、美浜町における理解は十分であると考えております。漁業に対しても、それから、その後ろの業者までということを考えてみても、私が思うのは、このあたりの感覚でも県の理解というのはどんなものがあるんでしょう。ここで県の意思を聞いても仕方ないんですけど。

はっきり言わせていただきますが、漂着ごみは、ダム放流による増水によって流れ着く、あるいは海底にあるのが大半でございます。常識の話ですけども、毎秒毎分どれだけ流したら漂流物が発生するという数字まで出ているものなんです。ただ、これの産業に与えているダメージというのは相当なものです。議論としては、ダム放流をやめろ、量を抑えろ、こういう議論にすることはできないでしょう。しかしながら、その後の対応はどうなのか。私からするとずさんなものです。ごみはいつまでも放置している。産業については美浜町さんお願いします。海中、海底のごみについては我関せず。これでは県の対応としていかがなものかということでございます、はっきり申し上げて。

県の対応についていろいろ言わせていただきましたが、美浜町として、この状況を県に対してもっとしっかりお伝えいただく。そして、それなりの対応をしていただく。このことをここで改めて要望させていただきます。

漂着物の県の理解について、産業に与える被害の理解について、それから町としての考え、こういったものがあればお聞かせください。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 谷議員のご質問にお答えいたします。

1点目の基礎検討業務のその後というような形でございますが、先ほどご答弁させていただいたとおり、新年度に入ってということでございますが、その準備段階ということで、また鋭意、担当課とともに進めてまいりたいなとこのように思っております。おっしゃるとおり、現状打破というような形の中で取り組んでいきたいなと、このように思っております。当然のことだと思っております。

そして、2点目の本の脇の周辺の海岸のごみということでございますが、もちろん海岸管理者ということでいえば県でございますし、1回のみならず2回、3回というような形はどうなという形のお尋ねだったかと思うんですけども、基本的には海岸管理者であるということで、ごみの関係は県でございますが、なかなか完全に即座にはできていないのが現実だと思うんですけども、そんなに遅く漂着物の撤去ではないのではなからうかと思うんですけども、谷議員おっしゃるとおり、改めてそういったことに関しましたらば県のほうにも強くまた要望もしてまいりたいなと、このように思っております。

そして、3点目の漂着物ということでございますが、おっしゃるとおり、やはり上流からの大きなごみが大半ではなかろうかなというのは私も認識して、同感でございます。たしか去年は、日高川のほうもごみというか、大型ごみというんですか、そういった大木等々も含めた中で、建設業組合の方も随分と出られて、重機等も含めて、日高川のところにまだ残っておるそういったごみというんですか、大木等々も除去したというような形のお話も伺ってございます。

また、谷議員おっしゃるとおり、やはりダムからの放流に伴いまして、その河川のところによしんばあったごみ等々も一気に流れてきているような状況じゃなかろうかなということは、私自身も推察しておるような状況でございまして、また県のほうとこういった河川の協議会等々もございまして、その辺も私自身もいろんな形でお話というか言っているような状況でございまして、改めてこれに関しましても県のほうに強く言っていかなざるを得ないとか、また言っていくべきではなかろうかなと、このように思っております。

おっしゃるとおり、漁業者は、例えば漁網ということで地びきをしようと、そういった大木というんですか、漂着物によって網が破られるというような形でいえば、本当、漁業者の心情を思えば随分と悲しいというか、厳しい状況だと思えますし、その辺に關しましたらば、漁業者の気持ちになって、また添いながら、今後も血の通った行政ということで私自身はしてまいりたいなど、このように思います。

○議長（鈴木基次君） 6番、谷議員。

○6番（谷重幸君） 先に漂着ごみに関してですが、これやっぱり、町長、今答弁されましたように、県に対応を求めなあかんと思います。

対応に当たられる回数を1回、今私が思うに1回なんです。台風シーズンが終わったときに1回やりましょうか、この程度なんです。やっぱり年に2回から3回、これをせんと、景観も保てんと思います。これ毎年のことなんですよ。毎年来るから年1回、こんな議論にするのは無責任過ぎます。ですので、町としてもしっかりと要望していただきたい。

それから、海中、海底の漂着物のことですが、過日、ご一緒に県庁へ出向いたときでしょうか、あるお方が、昔は地びき網で入ったごみを振興局へよう持ってきていましたねと。細かいごみも今もあるんですかと、こういうことをおっしゃいました。そのときに私も思ったわけです。全然この今の状況というのが伝わっていないのかなと、産業への被害というの。やっぱりこれではあかんと思うわけです。昔はごみを持ってきた、今はそういうことあるのかと。ごみが欲しけりや幾らでもご用意しますよ。振興局へでも県庁へでも、そのごみ持っていきます、細かいごみも含めて。

そういう意味においても、町がしっかりと対応をしていただきたいわけです。この問題の現状は、漁業者の支えになってあげてしかるべきことなんだと、私自身理解しております。ですので、堂々と県に対しても、この実情、被害というのを町としても訴えられたらいいと私は考えております。漂着ごみに関しては、もう答弁結構です。

それから、基礎検討業務についてであります。浜の話になると、これまでも関係者、

関係市町、いろんな協議を重ねていきますよと、町長も答弁くださいます。町長、第2期計画の含みまで考えて、この基礎検討業務、あの現場の状況を取り巻くいろんな要素をとって考えてみても、また県の対応を見ておりましたも、いわゆるこの基礎検討業務で示されたこと、これを実際にやる、やらない、これとは別のところで今この業務が進んでいるわけでありまして。出したからといって、やるかやらんかは別ですよと、こういう業務なわけでありまして。あくまでも何をすればいいか、どういう対策がふさわしいか。そのことを示すための業務なんです。それが計画になって着工していく、こういうことではないんです。

だから、次の段階に進めるための準備をしないかんわけですよ、そこから先の話。このままいくと、ちょっと悪い言い方ですけども、対策工を示された、それで終わり、こうならんか危惧しているわけですよ。今までと何ら変わらんのかと。結果的には、示されたはええけど、そこには第2期計画があるからなど。今までさんざんあった議論ですよ。今この段階でまたそんな状況に戻ったら、これどうなるんですか、町長。その危機感を私は持っているんですよ。

ですので、第2期計画の議論も含めた中で、この問題を前に進めなかんわけですよ。過去からの経緯、成り立ち、関係者、関係市、そして県、美浜町、この今の浜の現状、港の問題、漁業を含めた産業、いろんな状況を捉えながら、町のほうで精査され、どこにその解決の糸口があるのか、この問題の解決への道筋をつけなかんわけですよ。大変ですよ。一歩でも前に進めていかないとあかんわけですよ。新年度に入って、この検討業務が示されるわけでありまして。町長、意味はわかるでしょう。ぜひその覚悟を持って、その対応、またこれからの準備に当たられることを強く要望いたします。

町長としての覚悟、お聞かせください。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 一番最後のほうからなんですけども、谷議員にお答えいたします。

この基礎検討業務に基づきまして、新年度でいろんな形で説明というような形でございますが、谷議員がおっしゃるとおり、その覚悟で前向きに進んでまいりたいなと、このように思っております。もちろん、おっしゃるとおり、県がございまして。そして港湾等とも関係しましたら、市、そして漁協等々もございまして。その辺も勘案しながら進めてまいりたいなと、このように思います。

○議長（鈴木基次君） 6番、谷議員。

○6番（谷重幸君） 町長としても、美浜町としても、やらなかん意識はあると思えます。何をどうするべきか少しでも議論していただいて、突き詰めて考えた上で物事を前に進めなかんわけですよ。ぜひ対応をお願いして、この質問は終わります。

次に、美浜町学童保育についてでございますが、昨今、子ども・子育てをめぐる環境の情勢というのは大きく変わりつつあると考えております。国の方針見ましても、子ども・子育て支援、このことが大きくうたわれ、実際にこれまでも法律等の改正もございました。

先日、国会でも「保育園落ちた」、このブログのことが取り沙汰されておりました。

この保育園をめぐる環境について、先日テレビの報道でやっておりましたが、子どもの減少に歯どめがかからない中、保育士の数は不足しているものの、保育園の数というのはどんどんふえていっているようでございます。じゃ、どうしてこういう問題が起こってくるのかなとなったときに、これは潜在的なニーズがどんどん掘り起こされていっているんだということを言っておりました。保育園を利用する気はなかったけども利用してみよう、保育園があるんなら働きに出てみよう、もちろんほかにもさまざまな要因はあると考えますが、この状況が都市部なんかではイタチごっこになっているようでございます。

美浜町においては、現在のところイタチごっこになる要素はないですが、ちょっとここで参考に、先日、私のところに保育園に入れたいかという相談が2件ありました。その両方とも1歳児のお子さんを持たれた親御さんでございました。当町のこども園も1歳児においては定数が残念ながらいっぱいであると、入れませんでした。お母さんが4月から仕事が見つかった、だから保育園を利用したいんだと。まさに報道に見る事案を目の当たりにしました。我が町のこども園においても、待機児童ゼロというのが現実的ではないんだなど実感した事案でございました。

すみません、少し話それましたが、戻します。

さらに、和歌山県の新年度の方針なんか見ましても、一番に子ども・子育てに関することが出てくる状況でございます。それだけ子どもが少なくなっている中で、言い方はどうかと思いますが、昔よりは子どもが重宝される。あるいは子育ての重要性をひもとく上で、国・県、あるいは市町村においても、行政のお金のかけ方であったり、あるいは考え方というのが、子ども・子育てに費やす比重が非常に大きくなってきている流れにあることは確かであります。もちろん、その背景には、国が女性の活躍を促す意味において減少傾向にある労働人口の確保、これとともに税収の確保、このあたりパートタイムの規制であったり、扶養家族の規制につながってくるところなんだろうと考えます。

そういった意味においても、この学童保育というものも、その一端を担う役割があるんであると考えております。子ども・子育ての重要性、あるいは町長、所信表明の中でも言われておりました、働く保護者のニーズに応えると。当たり前の話をしているようで申しわけございませんが、もちろん美浜町として、あるいは町長として、今の国の流れ、町のこれからを考える上ではご理解いただいているものと考えています。

私もよく学童保育についていろんなところで話す機会が多いです。そういったときになりがちなのが、我々の時代にはそういうものなかった、家で見るのが基本やと、こういうふうになりがちでございます。学童保育において、少し前のイメージでいうと、おまけといいましょうか、余り重要度といった意味では低い位置にあったのかなという印象は持っております。今を考える場合には、保育所、幼稚園、あるいはこども園、小学校、中学校、こういった枠の中に、もちろん入れるべきことであろうと考えています。

学童保育の環境について、近隣市町を見ましても、整備がどんどん進んでいることは言

うまでもないでしょう。大きな予算をかけられて新築、あるいは定員拡大のためのスペース確保、いろんな形で整備されております。子ども・子育ての法律の改正も手伝ってか、子ども・子育てに対する意識というのは、国においても、地方自治においても、高まってきている時代にあるんだと考えます。美浜町において、その意識はどうか。そういう意味においても質問させていただきます。

平成27年度第3回定例会においても質問させていただきました、和田友遊クラブについてでございます。

受け入れ人数の拡充に向けて、老朽施設の危険性を指摘させていただきました。また、受け入れ人数拡充、老朽施設、指導員の確保、また現場の要望等を複合的かつ合理的に解決しなければならないと指摘させていただいた次第でございます。

そんな中、町長、施政方針より、この和田友遊クラブ定員の拡大を行い、働きながら子育てをする保護者の要望に応えたいということであります。和田地域のニーズに応える意味では、一歩前進であると捉えております。

以上を踏まえ質問いたしますが、定員の拡大ということではございますが、数値的なところ、また指導員の人数等の問題はどうか対応されるのか、具体的なところをお示しいたきたい。

それから、施設整備について、老朽施設の撤去、あるいは撤去後の増築等、方向性は考えられると思いますが、老朽施設について、「財政を鑑みながら対応します」、この答弁は再三にわたっていただいているところではございます。私自身、この危険性をいち早く行政として排除することが賢明であると考えています。今後、この老朽施設を含む施設整備についてどのように考えておられるのか、ご所見をお伺いします。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 谷議員の2点目、美浜町学童保育の今後についてお答えいたします。

まず1つ目は、和田友遊クラブ、定数拡大ということであるが、どのようにするのかでございます。

平成27年4月から始まった子ども・子育て新制度に伴って、放課後に子どもへの保育対応が困難な家庭の児童に対する学童保育での受け入れ対象が小学校6年生までと拡大されました。町としても、受け入れ可能な範囲で、できるだけ住民のニーズに応じていかなければならないと考えているところでございます。

このような状況の中、議員がご指摘のとおり、和田地区の友遊クラブにおいては、定員が40人で運営を行っていたところ、上限に限りなく近い受け入れを行っている状況でありましたが、平成28年度より、その受け入れ人数を45人と拡大することで対応していく所存でございます。

また、定員の拡大に伴い、指導員の負担が増すことが考えられることから、新たに非常勤の指導員を配置すべく予算措置を行ってございます。

今後とも、子育て支援に対して適切な対応を心がけたいと考えてございます。

2点目の老朽施設を含む施設整備はどうされるのかにお答えいたします。

老朽施設が学童保育内に現存していることは認識してございます。また、当該老朽施設については撤去することが望ましいとも考えてございます。

現在、その撤去方法について検討しているところでございますが、解体費用が概算で16,000千程度かかるという見積もりがあり、補助制度もないことから先送りとなってきてございます。

平成27年度から2カ年で、総務政策課のほうで策定している公共施設等総合管理計画の中に、将来の方向として廃止という位置づけをすることで除却債という起債が借りられることもあり、財政当局と相談しながら危険性の排除に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（鈴木基次君） 6番、谷議員。

○6番（谷重幸君） 定員が5人ふえる。ほいで非常勤の指導員をこれ1人ふやす。和田地域のニーズを考える上では、一歩前進であることは間違いないことなんでしょう。現場ともいろいろ協議されて出てきた数字ではあるんだろうと思います。

ただ、私が考えておりましたのは、この現場は受け入れ人数のこと、老朽施設もでございます。現場の要望、親御さんの要望、いろんなことを踏まえ、合理的に効果的に解決すべきであると考えておりました。そういうイメージからすると、もう少し定数の数というのもニーズを満たす数にはないのかなと思っているのが正直でございます。

それから、非常勤の指導員ということでございますが、5人に対して指導員を1人ふやす。これがいいか悪いかは別としまして、仮にまた1年たってももう少しふやしたい、そうなった場合に、5人ふやす、そうしたらまた指導員、こういう議論というのは、恐らく難しいんであると考えております、今の現実。だから、やるときには、ある程度大きな枠組みでやるべきではないかと思うわけですが、老朽施設も含めて。

そこで質問しますが、この5人をふやす、指導員を1人というのは、どういう考えで設定されたのか。そして、この5人というところの効果というのをどのように捉えておられるのか、答弁をお願いします。

そして、老朽施設について、これまでも受け入れ定数のこと、あるいは増築、新築、またほかの場所はないか。そして老朽施設についてどうするのか。補助金がないとか財政がどうだとか、この場をかりて議論してきたつもりではございます。ただいまの答弁聞いておきますと、撤去することが望ましい。前回はそうでしたが、私の解釈としては、新築や増築までして、さらに受け入れ人数を拡充するという考えにはないということよろしいんでしょうか。ないならない、あるならあるで、はっきり言ってください。

それから、公共施設等総合管理計画の中で、将来の方向として廃止という位置づけをする云々でございます。これもよくわかりません。これも結局は、町の方向はどこにあるんですか。この建物をどうすると言っているんですか。この学童保育をどうすると言っている

るんですか。よくわかりませんので、きちっとした答弁をください。

そして、先に言いますけど、先日説明を受けました第5次長計の後期基本計画、この中では、既存建物の建てかえによる和田学童保育の受け入れ枠の拡充ということをやっています。このあたり、方向性考える上では、この計画との照らし合わせとかそういうことができているんですか。これまで議論してきた補助金しかり、施設整備しかり、大いに関係してくる話でございます。ご存じのとおり、大事な計画でもございます。このあたりも慎重に答弁されたほうがいいかと思えます。このあたり、教育のほうも答弁ください。

以上、お願いします。

○議長（鈴木基次君） 教育課長。

○教育課長（西端成太郎君） 谷議員にお答えをいたします。

まず1点目、5人に対して指導員を1人ということは、どういう考えのもとにかというご質問があったかと思うんですが、施設の面積的には60人という受け入れが可能だということになっています、決まり的には。ただ、今の和田の学童の現状の保育の状況を見ますと、60人入ってしまうと非常に詰め詰めになるといいますか、指導が難しいという状況がございます。この点につきましては、現場の指導員とも協議を重ね、今の保育の状況で受け入れ可能な最大限という人数をはじき出したたら、これは45人ぐらいまでは可能なのではないかなという話し合いの結論に至りまして、今回45人、つまり5人増員という、そういう平成28年度の結論を出したところでございます。

あと、2つ目の5人ふやしたことの効果はということでございますが、今、学童保育にある優先順位ということでございますと、1つ決めているのは、希望があった中で下の学年から順番にはとっていきましょうということにしています。今1年生、2年生、3年生とって行って、あと現地で4年生あたりで人数枠が余っていれば、話し合いのもとに入っていくというようなそういう段取りになっております。今までであれば、ほぼ3年生まで満杯になってきていますのでもう受け入れられないということになったんですけども、5人という枠をふやすことによって、来年度の4年生につけて入れて入れる可能性が広がってきたということがございます。そういう意味では、効果があるのではないかなということを考えております。

以上でございます。

○6番（谷重幸君） 方向性。

○議長（鈴木基次君） 教育課長。

○教育課長（西端成太郎君） 学童の方向性ということですが、町長の答弁にもありましたように、子育てというのは非常に大事なことであります。理想といたしましては、今ある古いものを撤去して、学童へ入る人数の要望があれば、新しいものというか一教室というんですか建てられれば、教育の立場としては理想ではございます。

ただ、それにつきましては、町長の答弁の中にもありましたが、財政の状況というのがありますので、そのところは実際にそこまで行けるのかとか、時期はいつなのかということ

についてはなかなか難しい面もあるのかなとは考えております。ただ、理想としては、あればというのはございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 谷議員にお答えをいたします。

方向性というような形のご質問であったかと思えます。老朽化につきましての撤去というのと、また逆に既存建物の建てかえというような形とニュアンスも違ってこようかと思えます。その辺につきまして、教育委員会、そしてまた財政等とともに協議をしてみたいなと思えます。

ただ、先ほど教育課長のほうから答弁もありましたとおり、子育て支援ということにしまして、適切な対応を目標ということで今後とも心がけていきたいなと、このように思っております。

あくまでも、既存建物の建てかえというのと、そして除却というんですか、その辺は違いますので、その辺もきちっとあくまでも方向性ということで、今後になるんですけども見出していきたいなと、このように思えます。

○議長（鈴木基次君） 6番、谷議員。

○6番（谷重幸君） これは建物と除却は違うと言いますが、町長、これ今までさんざん補助金含めて、補助金がないからできん、理想はこうだ、そんな話をさんざんしてきたわけです。そのときはそういう対応で、こういう話になったら別です、ようわかりませんが。結局決まっていらないんです、町のほうで。この長計もそうですよ。これほんまに教育のほうと町長部局のほうと、いろんな議論されて出てきたんですか。だから、いつまでたっても建物の話についても進まないのでしょ。

今度の定員をふやすとか、指導員をふやすとか、もちろん反対しているわけではないんです。私もここで受け入れ人数拡充に対して推進の質問をさせていただいていますから。これ一度、方向性含めてちゃんと庁舎内で議論されたらどうですか。長計も変わってきませんか。突き詰めてやってくださいよ。大事な子どものいる場所です。

それから、いずれにせよ老朽施設について答弁いただきましたように、危険性の排除、これは急ぐべきであろうと考えています。正直なところ、何でこの話がいつまでたっても具体化されてこないのか、疑念を抱いて仕方ございません。何でなんですか。過去に見積もりはとった。平成24年ですか、撤去する考えは少なくともあったんでしょ。それから、これお金ない、財政ない、補助金ない、そういった感覚でこれ何年先送りにしているんですか。ええかげんにせなあかんと思えますよ。感覚がなれてしまっているまでは言いませんけども、あそこにあの危険な建物があることにちょっと危機感がないのかなと思っております。

補助金がない、財政が、今聞いたように、先の考えもないです。そんな理由で何年も何年も後回しにして、もし今何かあったら間違いなく行政の責任問われますよ。あの建物が

潰れた、お子さんがけがした。解体に1億、2億要る話だったらまだしも、10,000千、15,000千ぐらいの工事、町単でも幾らでもやっているやないですか。町の采配次第でしょう、この解体をやるやらの話でしたら。それで公共施設等総合管理計画、27年、28年度で策定、29年度から順番にということなんでしょうけども、これもほんまにやるんですか。いろんな優先順位もついてくる中で、じゃ、この学童保育の施設、これいつになるんですか。まだまだ何年もあのまま置いとくんですよ、その方向でいくと。えらいふわっとした話の進め方しているんですねと思います。

先月ですか、利用している子どもさんの親御さんなんかを中心に百数十名の署名が町のほうに届いておりませんか。町長、ご存じですか。教育のほう、ご存じですよ。そういったことが何でここ、連携とれていないんですか。だから、話も進まないので。それ町長、終わってからしっかり聞かれてください。

やっぱり、子ども・子育てを考える上で、学童保育のことをもう一度きっちり考え直さないとかんことやと思います。県内の動きを見てもしかるべきことでしょう。他の市町なんか見ているとそうでしょう。どこの町か、町内全ての利用のニーズを満たす学童保育完備、先日、紙面に載っておりました。どこの町もそれぐらいの覚悟を持って今取り組んでいることでしょう。そのときに、うちでは何年も何年も老朽施設の件をどうするかという話です。この状況には、はっきり申し上げていかなものかだと思います。町長、考えがございましたら答弁ください。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 谷議員にお答えいたします。

今のそういった保護者からというのは、私ちょっと存じていないということで申しわけないんですけども、その辺につきましましたら、改めまして教育委員会にお聞きしたいなと思ってございます。

そして、谷議員がおっしゃった学童保育ということで、他の町村等々も鋭意取り組んでおるといってございますが、美浜町といたしましても、その方向ということは同様でございます。ただ、人数の関係、そして老朽化施設が隣接しているというような形の諸条件は違うかと思っておりますけども、その辺につきましても、町としまして、また私といたしまして、子どもは地域の宝でございます。その辺も含めて教育委員会と、そして、やはり谷議員おっしゃるんですけども、財政ということをおはやはり、谷議員も無にはしていないんですけども、勘案しながら優先順位ということをつけて、今後もそうでございますが、鋭意努力していきたいなとこのように思います。

○議長（鈴木基次君） 谷議員。

○6番（谷重幸君） 私考えるに、優先順位第1位でございます。今すぐ潰すべきやと思っています。

全体、方向性云々のところで、一度ほんまに庁舎内できっちり議論されて、長計の計画もそうですが、教育のほうの計画もございまして。そのあたりの整合性もきちっと

持って、目線を合わされたいと思います。

そして、松原クラブ、学童保育でございます。今のところ定員には満たない状況であると思います。和田地域よりはご家庭で見られる環境が多いのでしょうか。ただ、この先のことを考えますと、女性の活躍がさらに加速し、超高齢化の中、家族構成、ご家庭の状況も大きく変わっていくでしょう。そういう意味では、ニーズも掘り起こされていくことも十分に考えられます。そのあたりも念頭に置いてやっていただきたい。

そして、きょうは質問しませんが、子ども・子育て支援を考える上において、例えば出生祝い金であったり、保育料無料化、あるいは医療費無料化、既に地域によって格差が生まれる事柄となっております。

私は本来、生まれる地域、あるいは子どもが育つ地域によって差がつく、特に子ども・子育ての環境で差がつく、このことはいかかなものかと思っている人間でございます。しかしながら、どこの地域も厳しい時代でございます。どこの町も我が町のあり方、アピール、またそれを我が町の強みとする材料として考える中においては、ある意味の競争であったり、勝負という空気になるのもいたし方ないのかなとも思っております。美浜町においても、これからそういう要素の必要性というのは十分議論されるべきだと私も考えております。何かばらまけばいい、やればいいという考えではございませんか。現在のところ、格差是正での対応、こういう事案が美浜町は多いと思います。これでは町のアピールにも強みという考えにも後手後手に回るでしょう。少し話それましたが、このあたりの質問も次の機会にさせていただきます。

本日の質問は以上で終わります。

○議長（鈴木基次君） しばらく休憩します。

再開は11時5分とします。

午前十時五十五分休憩

———・———
午前十一時〇五分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。

2番、繁田議員の質問を許します。2番、繁田議員。

○2番（繁田拓治君） 午前中最後の質問になりました。議長の許可も得ましたので、通告に従って質問させていただきます。

吉原運動公園にある遊具について。

今、第5次長期総合計画が平成28年度より実施されようとしております。基本目標の中に「笑顔と健康～みんなで育むまちづくり～」という項目があります。

児童福祉、子育て支援という施策分野の中にも、吉原運動公園を活用した子どもの居場所整備という項目があります。子どもが健やかに育つためには、環境を整えることが大切であります。少子高齢化社会の中で、子どもの子育て支援にもつながります。人口増、地方創生にもつながってくるであろう。住んでよかったと思われる町づくりにも役立つと思

われる。町長のスローガンでもある「感動の美浜は笑いと元気から」にも関係してこう
と思います。

第7次行政改革も進められております。町民が求めている質の高いサービスを持続的に
継続していくため、新たな発想での取り組みが進められております。現在、もっと住みよ
いまちへ、もっとやさしいまちへ、もっとゆとりのまちへ、もっと身近なまちへの4つの
町づくりの基本理念をもとに推し進められていることは、大変素晴らしいことであります。
そういった中で、3点質問させていただきます。

まず、1つ目、吉原運動公園の遊具の利用状況は。

2つ目、それに伴う入り口駐車場の拡張。

3つ目、遊具の周りの雑木を伐採し、明るくしては。

以上、よろしく。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 繁田議員の吉原公園にある遊具施設についてのご質問で、まず1
点目が、遊具の利用状況でございますが、吉原公園は平成9年3月の完成から19年が経
過してございます。現状では、毎月の点検に基づき適宜、修繕を行っております。しかし
ながら、遊具が木製であることから、もともと9カ所あった遊具のうち4カ所は経年劣化
のため撤去、さらに修繕が必要な遊具も3カ所ある状態でございます。このような状態に
ある吉原公園でございますが、利用状況については、小学校等の利用に際しては、事前
に施設利用願がありますので把握できておりますが、子ども同士や親子での利用等につ
いては、十分な把握ができていない状況でございます。

なお、本年度の利用申請は、小学生の遠足等で4件、189名となっております。

2点目の入り口駐車場の拡張につきましてでございます。

吉原公園の利便性を高めるという観点からは、現在東西に1カ所ずつある駐車場を拡張
するというのとは一つの考え方であると考えてございます。現状では、週末にテニスを行
う際などに駐車場の活用頻度が高いということも伺ってございます。今後は、利用者
の意見や財政の状況等総合的な観点から、駐車場拡張の必要性について検討してまい
りたいと考えてございます。

3点目、遊具の周りの雑木を伐採して明るくしてはでございますが、現状においては、
雇用している作業員によって下草刈り等必要な作業を行っております。以前に比して
かなり明るくきれいになっているという評価をいただくこともあります。また、公園
内のトイレ清掃及びごみ箱の管理は、太陽福祉会に委託してございます。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、吉原公園は暗いイメージがあるため、利用しづ
らいという意見を伺うこともございます。つきましては、遊具周りの雑木について、
いま一度点検し、伐採が必要かつ適切であると判断した場合には、作業の実施を
検討していきたいと思っております。

○議長（鈴木基次君） 2番、繁田議員。

○2番（繁田拓治君） 3回しか質問できませんので、まとめてお願いします。

まず、町内には遊具施設、子どもたちが遊べる遊具の設置している公園等がたくさんありますが、どれぐらいありますか。また、その維持管理はどうなっておりますか。

吉原公園については、今の答弁で、太陽福祉会にトイレやごみの掃除ということになっておりますが、どうですか。

それ1つと、中でも吉原公園内にある遊具施設については、我が町の誇りであり、シンボルでもある煙樹ヶ浜の美しい自然環境に恵まれた松林の中にあります。しかし、この公園は余り活用、利用されていないように見受けます。例えばですが、日高町に入山の道を挟んで北側にある小さな広場、遊園地みたいなもんあるんですが、あそこは大したことないと思うんですが、たまに通ったらいつも誰か来ておるんですよ。車で来ておったり、家族で来たりしておるんだと思いますが、よく来ているのを通るたびに見かけます。それに比べ、吉原運動公園は遊具も多く、訪れやすいように思われるが、中で遊んでいるのをずっと見ているんやけども、なかなか見かけないという現状にあります。そして、近くに住んでいるのに行かないという声もあるし、また別の遠くの公園へ行くんやとかいう話も聞きます。そこで、今まで町民の評判とか評価は聞いておらないですか。おると思われますけども、そういう利用状況の調査とかそういったものもしたことはありますか。

その回答書の中に、今年度は小学校の遠足で4件、189名とあります。4件というのは、どこの小学校が来られたんですか。4件だから4回、4日ぐらいだと思いますけども。

そして、回答書にもあるように、吉原公園は暗いイメージがあるため利用しづらいというのを聞いていると言いますけども、余り利用されていないのがわかっているのにそのままにしておると。何か対策を講じましたか。例えば使用状況の意見を聞いたり、アンケートをとったり。アンケートというのは子どもとか親、保育園とか学校を通じてでもとれると思うんですが。こういったことをするという事は、関心を持ってもらえるということにもつながると思います。早急の見直しが必要であろうと。

そして、最初にも言いましたように、地方創生にも関係してくるであろう住みやすい町づくり、親しみやすい町づくり、親しみやすい公共施設づくりといったことにも関係してこようと思います。そしてまた、子育ての交流の場としても活用できるのではないですか、皆さん来ていただければ。

そして、先日いただいた第7次行政改革の中に費用対効果という項目がありますが、費用対効果というのは億の金を投じておると思われる。そういうお金を投資しているのだから、その効果についても当然検証する必要があると思われまます。どのような評価をされておりますか。

何点か言いましたけど、よろしく。

○議長（鈴木基次君） 住民課長。

○住民課長（藪内美和子君） 繁田議員にお答えいたします。

住民課で管理している児童公園につきましては、浜ノ瀬えびす公園、松原王子公園、そ

れから和田の御崎公園の3公園となっております。ごみ等につきましては、職員が時々確認に行き拾ったりはしております。遊具の点検については業者にさせていただいております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） 産業建設課といたしましては、煙樹ヶ浜潮騒かおる公園がございます。定期的に作業員によって樹木の剪定、それからトイレ、ごみ等につきましては民間の方に委託して処理してございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 教育課長。

○教育課長（西端成太郎君） 繁田議員にお答えをいたします。

まず、町民の評判はというか評価というか、そういうことをしているのかというご質問があったかと思うんですけども、繁田議員のご質問の中にも学校でのアンケートやったりとかそういうこと等ということではありますが、そういうことについてはまだ今のところできておりません。今ご意見いただきましたので、そういうことについても検討していきたいなとは考えております。

あと、吉原公園の評価ということにつきましては、近年、答弁のほうにもありましたが、作業員のほうで下草刈り等々をこまめにやっております、以前に比べますと、かなり見通しがよくなったというか、前は割と対面が見通せなかったようなところもありましたが、現在におきましては、割と町民の方のイメージにあるほど暗くはないというか、明るい状態になっているのかなという認識も持っております。

あと、第7次行革の費用対効果という、そんなご質問もあったかと思うんですけども、これは私のほうから答えるのはどうかちょっとわかりませんが、吉原公園を建設するにはかなりお金がかかったということも聞いております。それに対する効果の検証ということについては、教育課のほうとしては今のところできていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木基次君） 公民館長。

○中央公民館長（塩崎清則君） 繁田議員にお答えします。

吉原公園の利用者ですけども、町外の学校、保育所等です。社会見学の昼食時、それから遠足等に利用しています。具体的には、川辺西小学校、和佐小学校、それから、ゆらこども園、それから田辺市の中辺路小学校の4件利用しています。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 2番、繁田議員。

○2番（繁田拓治君） 4校の小学校というんですが、地区外からも来てくれておるんで、それだけここにあるというのが知られておるといことになろうかと思えます。これをもっとみんなに知ってもらおうと同時に、地元の子もたちがもっと来て、よそへ遊びに行っ

たりしないようにもっと有効活用してほしいものであります。

そして、今の答弁で、この公園は平成9年に開設したと。もうほいたら19年になります。19年もたったら遊具が傷んで、かなり使えなくなってきたおのもたくさんあるかと思えます。19年ですから、もう森下町政のずっと以前から何されておることになります。今年度も老朽化で2つの遊具を撤去したということを知っています。今後、このまま古くなったものを撤去し続けていくのか。最後になくなってしまえば、これで終わりということになるのか、またはその補充を考えておるのか。そこら辺ひとつ。

それで、19年もたっておるんですが、さっきの費用対効果もなんですが、状況把握というのはずっとしてきておると思うんですよ。にもかかわらずそのままで、今、下草刈り、町に雇った人の雇用で、以前に比べて本当に松林全体が美しくなってきた、これはありがたいことやなど私自身も思っております。そういう状態でありますけども、余り訪れてもらえないと。

以前、トイレを荒らされたりとかいうのを聞いたことありますけども、それに加えて中学生のたまり場になったり、そこでたばこを吸うたりとかいうのを聞いたことあります。最近学校も随分落ちついてきておりますのでそういうことはありませんけども、それは見通しが悪いし、ちょっとした遊べるというのかな、気の抜ける場所でもあるし、見通しが悪いさかいそういうところで一服やるんでしょうけども、安全面で不安もありますし、また非行の温床にもなりかねない。そういったことで早く、早急に対策を講じる必要があると思います。

そこで、なぜ利用してもらえないのかというのを、ちょこちょこ私自身聞いたり見たりしておるのを幾つか挙げますと、まず1番は、うっとうしくて入っていきにくいと。木が生い茂っていて、見通しが悪く入りづらいという声があります。公園があるのを知っているが、みんな余り利用していないので、ええ、ええと言うたら皆行くんでしょうけど、余り利用していないので行きにくい、足が遠のいている。そして、その分、利用していないので汚れているというのか、滑り台で滑ったら尻真っ黒けになったりとかいうのを聞いたことありますし、落ち葉なんか落ちて使いづらいとも聞く。そういったようなことも聞きます。そのため親も不安で子どもに勧めないし、余りそこへ行ったらあかんでというようなことにもなりかねない。

私らも年に何回か、町の行事のゲートボールというのをはたでやるんですけども、そこでやっていくんですが、中へ入ってしまうと、そんなにうっとうしいとは感じないんですよ。ちょっとした昼飯食うたり一服するところもありますしね。しかし、外から見たら物すごくうっとうしく感じる。

そこで、利用しやすいようにしてもらいやすいようにするには、どうしたらええんやろうと。さっきも言いましたように、他町から来てもらえるような公園にしていかななくてはいけないと。せつかく億の金を費やしておるんですからね。それにはまず、今ある駐車場をどうにかせなあかん。入りにくいというのもありますしね。ほいて西側から来ますと、

ツツジか何かの植え込み、県道沿いにありますけど、あれがどうも邪魔になって、私自身かなわんですよ。入っていきにくいような。その手前の駐車場も狭いしね。ですから、あれをとるなりして、県道沿いに松がたくさん生えておるので、なかなか広げにくいと思いますけども、そこらを考慮して、工夫をして一回検討する必要があると思います。

そこら辺で何か意見がありましたら、よろしく。

○議長（鈴木基次君） 教育課長。

○教育課長（西端成太郎君） 繁田議員にお答えをいたします。

利用しやすくなるようにというご提案をいただいたかと思いますが、まず駐車場を今より広くというか、拡張というご提案もあったかと思いますが、そのことについては、広くすればそれだけ他町から入ってきやすいという状況はあるかと思いますが、ただ、あそこは保安林ということでもありますので、なかなか広くするためには木を切るということになってくるかと思いますが、その件についてはまた勉強させていただきたいと考えております。

また、ツツジの植え込みということにつきましては、これも以前にも私もお伺いしたこともあるんですけども、確かにあれがあることによって、見通しという意味につきましては見通せない。見通せないから、中が見えないからちょっと不気味に思えるというか、安心して入っていきにくいというか、そういう現状なんかもあるかと思いますが、そのことについても、いま一度、勉強させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木基次君） 2番、繁田議員。

○2番（繁田拓治君） 今言われた木ですが、保安林ですから、できることなら切らないほうがいい。私もそう考えております。保健林とか防風とか防潮に役立っておりますので、基本的には切るべきでないと思いますが、行ってみますと、あそこらに生えてある木、私は雑木かなと思いますけど、後で生えてきたような木ばかりなんです、視界を防いでいるのが。行ってみたらわかると思いますけども、そういったものについては、松の木切れて言うんと違いますけど、そういったものについては、見通しのきく範囲で切ってはどうか。そこら辺のことを検討されてはどうかと思います。あれ、中へ入ってみたらわかりますけど、とっつてもたら物すごく使いやすいし、ベンチの1個でも置いてやったら座って遊びに来やすいし、そう思います。

公園というのは、のどかな空間であるべきであると思うんですわ。例えば小さい子は自転車に乗る練習をしゅしゅと親がさせたり、子どもさん連れて寄ってきていろいろ子育てのいろんな話をしたりとか、そういったことを大人も一緒にくつろげる場になれるように、もっと広報でPRするとか。ですから、その遊具の周りの雑木、ここら辺を取り払うというのはどんなもんですか。

○議長（鈴木基次君） 教育課長。

○教育課長（西端成太郎君） 今、遊具の周りの雑木という話があったかと思うんですが、

先ほど申しましたように、保安林というところにもありますので、切ることが適切かどうかというそういうことも含めて勉強させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） もうええね。

○2番（繁田拓治君） ありがとうございます。

あと、教育委員会に対しての質問も用意しておったんですが、教育長も欠席ですので、ちょうどええ時間かと思えますんで、これで終わります。

以上です。

○議長（鈴木基次君） しばらく休憩します。

再開は午後1時30分からとします。

午前十一時三十三分休憩

—————・—————
午後一時三〇分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。

5番、龍神議員の質問を許します。5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） 5番、龍神初美。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

空家等対策の推進に関する特別措置法と空き家バンクの取り組みについて質問をいたします。

先日、産経新聞の紀中版に、那智勝浦町で行政代執行が行われたと大きく取り上げられていました。私ごとですが、議員に当選して1年がたち振り返ってみると、いろいろな勉強、経験をしてきた中で最初に気になった問題が、空き家対策でした。昨年5月26日から完全施行されて以降、いろいろと対策を講じている自治体もある中、なかなか手が出せないのが現状だと推察されます。

我が町でも、昨年の6月に一般質問をした際には、施行されて間もないことでもあり、倒壊のおそれや衛生上問題等々の条件に当てはまる状態にある物を「特定空家等」と定め、その所有者には修繕や撤去の指導、勧告、命令を経て行政が強制的に撤去し、かかった費用を請求できる代執行が可能になるという法律ができたという認識でした。

もう一つは、特定空家等と定められれば、所有者を探すために、固定資産税の納税情報が活用できることです。所有者を探しやすくなるのはメリットですが、我が町にも問題になっている廃屋がありますが、所有者がわからない、所有者が複雑になっている物件には難しいのだなあ、そのときは理解しました。

そこで、さきに述べた県の思い切った取り組みには、とても衝撃を受けたのです。県では、平成24年1月1日より建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例、通称景観支障防止条例を施行し、その条例でとうとう代執行に踏み切ったと載っていたからです。所有者がはっきりしていれば本当に行政代執行をするのだなあ、県の取り

組みの本気さに感服しました。老朽化を理由とした撤去を望む住民にとっては、条件つきとはいえ、朗報ではないでしょうか。

空き家の撤去が進まない理由の一つが、住宅用地の特例による税金の減額措置でしょう。しかし、2016年以降、特定空き家と判断され、撤去、修繕など指導を受けながら改善されない場合、勧告を受けると税金軽減措置の対象外となり、自治体に所有者を探され、指導や命令を受けることとなります。つまり、放置しておくわけにはいかなくなったということです。

そこで、廃屋になる前に手を打つことが重要になってくるのではないのでしょうか。私は、空き家バンク制度の活用も一つの施策だと考えます。

平成26年3月議会で中西議員の就農支援の質問の中で、空き家バンク制度の創設についての質問がありました。その時点では、トラブル等発生の予想を理由に、考えていないと答弁されていましたが、優良物件は資産と考え、有効活用する方にシフトさせていかないと、ますます使えない空き家がふえ、どうにもならなくなってしまっているのではないのでしょうか。現時点でお考えはいかがでしょうか。今までより一歩踏み込んだ施策を打たないと手おくれになりかねません。

以上、昨年質問の進捗状況も踏まえ、幾つか質問をいたします。

1、空き家全般のデータベースの作成はどうなっていますか。昨年には、平成25年7月に調査済みだとお答えいただきましたが、まだ住むことができる空き家、住めない空き家、廃屋に分けた空き家全般のデータベースがあればいいと思うのですが、そのようなものはあるのでしょうか。

2番、昨年のご答弁いただきました中の空き家等対策計画の作成はどのようになっていますか。

3番、我が町にも景観支障防止条例が適用される地域はあるのですか。

4番、空き家バンク制度についてのお考えはいかがですか。

以上、4点をお伺いいたします。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 龍神議員の空き家等対策の推進に関する特別措置法と空き家バンクの取り組みについてお答えいたします。

まず、1点目、空き家対策で空き家全般のデータベースの作成はどうなっていますかにお答えいたします。

昨年6月議会の答弁で、「特別措置法により市町村は空き家等対策計画を作成して必要な措置を講ずるよう努めるものとし、この計画により所有者把握やデータベースの作成など、管理の促進が図られる」とご答弁申し上げました。

その後の取り組みでございますが、まずは実態把握が重要と思いつつも、正直申し上げましてデータベースの作成は進んでございません。先行して取り組みを始めている自治体の状況を見ますと、やはり自治会や各種団体などのご協力をいただきながら、廃屋や活

用が可能な空き家の把握を進めることで、データベースづくりに着手しているようでございますので、新年度で取り組みを加速したいと考えてございます。

2点目の昨年のご答弁いただきました空き家等対策計画の作成はどうなっていますかにお答えいたします。

前のご質問への答弁と同じく、空き家対策計画もまだ作成できてはございません。ただ、計画作成とは別に、防災企画課で防災対策として進めている古家解体補助事業に対して、地方創生を合わせて実績で15件の応募があるなど、補助金があることで古家の撤去が進んだケースも少なくはありません。

一方、廃屋の強制撤去を前提とした特別措置法の目玉である「特定空家」の指定に至る取り組みについては、進んではございません。

3点目、我が町にも景観支障防止条例が適用される地域はあるのですかにお答えいたします。

景観支障防止条例は、著しく劣悪な景観により、県民の生活環境が阻害されることを防止するための条例であり、周辺住民の要請に基づいた景観上支障となる廃墟への対策、つまり、指導や勧告、命令等の措置が制度化されているもので、基本的には県下全域が対象となっております。

その建築物が景観支障状態にあると判断されること、周辺住民等の総数の3分の1以上をもっての要請であること、この2つのことに関し、和歌山県の基準に則して満たされていることが条件となっております。

4点目、空き家バンク制度についてのお考えはいかがですかでございます。

空き家バンク対策は平成28年度に取り組むこととしてございます。現在考えているのは美浜町独自の空き家バンク制度を創設するのではなく、現在和歌山県が運営中である空き家バンク制度に参加する形で準備を進めていく予定でございます。

○議長（鈴木基次君） 5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） 再質問に入らせていただきます。

データベースの作成の質問ですが、今年度は地方創生事業に加え、第5次長期総合計画、後期基本計画の作成や、第7次行政改革大綱（案）策定など、大変だったことはよく理解しています。町長もデータベースの作成の重要性を理解していただいているので、速やかな取り組みをお願いいたします。

空き家等対策計画の作成の質問も、さきに述べましたように理解しております。しかし補助金があると15件の応募があり、成果も出ているということで、何かきっかけをつくれれば進んでいくのですね。取り組みのヒントになりますね。特定空家の指定に至るまでは月日を要する問題なので、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

景観支障防止条例は、県下全てが対象だということで、この条例で解決する選択肢もあることがわかりました。私が今回このテーマを取り上げた目的である空き家バンク制度ですが、今回町長のお考えは28年度から取り組まれるということで、資産活用の面から見

でも新たな選択肢が見えてきました。

さきにも述べたように、空き家対策にも状態によっていろいろな対策があり、去年は廃屋に限定してお伺いしましたが、あくまでも所有者がはっきりしているものでなければなかなか手が出せないものなら、優良物件のうちいろいろな補助金や助成を受けられる体制づくりに早く取り組むべきだと思っていました。町長のお考えは、まずその制度を利用することですね。

昨年12月議会の碓井議員の移住推進市町村の取り組みも一つですね。この場合、ワンストップパーソン、市町村役場移住担当者と地域受け入れ協議会、地域住民をつくらなければならないとお答えになっていましたが、県の移住推進市町村へ加入すると、移住推進空き家活用事業の支援を受けられます。空き家データの登録、契約支援、27年度は条件つきではありますが、空き家改修補助金をはじめ、いろいろな補助金があります。今後何らかの支援はあるでしょう。

それに、田舎暮らし応援県わかやまに乗り、県外の移住者に美浜町を知ってもらい、その中から選んでもらえる可能性もあります。空き家対策の観点からも重要な取り組みだと思います。県内では、既に18市町村が加入しており、我が町も速やかな対策を望みます。

また、産経新聞に、国土交通省が空き家を公営住宅化など子育て高齢世帯向けに空き家を活用する構想と載っていました。我が町にも町営住宅が72戸あり、老朽化も今後大きな問題になってきます。県のほうでもさらなる取り組みとして、一旦市町村が借り受け改修し、町有住宅として貸し出すなど、いろいろな取り組みの必要性を模索しているようです。まだまだ問題点もあり、これからの取り組みの一つですが、国、県ともますます重要視する取り組みには違いありません。

そこでですが、現在は美浜町独自の空き家バンク制度の創設は考えていないとご答弁いただきましたが、空き家は状態もいろいろありますが、使い方もいろいろあると思います。先日の地方紙によれば、日高町は空き家を活用した企業誘致を考えているそうですね。老人介護施設としての活用、次の質問との絡みでもある子育て支援施設として、福祉施設としての活用など、考えればいろいろな需要があるように思います。

私が相談を受けた事例では、古家けれども、キッチン、トイレはリフォームしているので、街角カフェやサークル活動、支援活動などに使ってもらいたいのだけれども、役場での出会いのお世話や契約書づくりの相談に乗ってくれないかなど、あくまで自分たちの責任において取り組むための相談窓口ですが、今後空き家バンク支援として考えていただけないでしょうか。

この先のさらなる方向性として、町長の個人的なお気持ちでも結構ですので、このような事例も含め、現在のお気持ちをお伺いいたします。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 龍神議員にお答えいたします。

今の龍神議員のご質問でしたらば、空き家バンクにつきまして、貸す人と借りる人の中

で仲介的なことを行政のほうでいかなものかなというような形のご質問であったかと思うんですけども、それに関しましても一つの方向だと思います。

先ほど私がご答弁させていただいたのは、和歌山県のほうで運営中の空き家バンクにこの制度という形の中で参加させていただく準備を行いますということなんですけれども、龍神議員がおっしゃるとおり、先般もそうだったんですけども、例えばそういった古家に対して随分と愛着を持っておられるというような形の中で、例えば海の見えるところに古家カフェというんですか、そんな形で「町長、ええ物件ないですか」というような形、ちょっとこれとはニュアンス的には違うんですけども、私自身もご相談を受けたケースもございまして、龍神議員が町長の考え方はということだったかと思うんですけども、以前も私自身もご答弁させていただいたケースもあったかと思うんですけども、私自身、出身地が一番西の三尾でございまして。

そういった形の中でいえば、以前もそうだったんですけども、小学校の児童が少なくなってきたという形の中で、どうにかして複式解消をできないかということで、保護者で空き家を探して、そして所有者にもいろんな形でお話というか、相談に乗っていただいて、そして保護者のほうで例えばアルミ缶等々を集めまして、その資金と、そして区のほうから助成金の中で、例えばAさんという方が美浜町の三尾のほうに古家ということで来られる場合でしたらば、そのPTAというかその会のほうからですけども、200千程度だったと思うんですけども、というような形の中でPTAが住まれる方に助成したとか、そういったケースもございました。

だから、今、龍神議員がおっしゃるように、私、いろんなケースも考えられるかと思うんですけども、まずこの平成28年度ということで手始めといたらあれなんですけれども、私自身は、まずは空き家バンク制度に参加させていただくということで、その後またいろんな形でもし手を広げられたらばその方向で考えていきたいなど、このように思っております。

○議長（鈴木基次君） 5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） いろいろ、私も申しましたが、一つの策として模索していただければと思います。

再々質問に入ります。

再度お願いしたいのは、早急に実態把握していただきたいということです。新年度で取り組んでいただけるようですが、手おくれにならないよう空き家を資産と考え、進めていただきたいのです。現在十分に使える状態の空き家でも、活用する方法がわからないと、手を入れることなく放置してしまい、近年の集中豪雨や台風などで老朽化が加速してしまいます。優良物件が全て使える条件にある空き家ではないことはわかっていますが、世間の関心がより高まりつつある今、取り組みを始めるきっかけにしてもらいたいと思います。

よその町では、単独空き家バンクに取り組んでいるところもあるのです。第5次長期総合計画にも施策として取り上げておりますが、お覚悟を持って今年度より取り組んでいた

だきたいです。

最後に、和田東の廃屋についてですが、以前より防災の避難経路関係で対応してもらっていると聞きましたが、その後の進捗状況をわかれば教えてください。所有権が複雑な物件では、景観支障防止条例もやはり使えないのですね。再度確認いたします。よろしくお願いします。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 龍神議員にお答えいたします。

和田の事案というか物件につきましては、これは現時点でいえば県のほうに移管というんですか、その方向なので、この議会のほうでご答弁というのはちょっとということで、ご理解賜りたいなどこのように思います。

○議長（鈴木基次君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） 和田の物件でございます。現在この景観防止条例なんですけれども、要請書の受理がございまして、その後、指導、勧告、命令、それから那智勝浦のように代執行までたどりつく制度でございます。

私ども定期的に今、その業務をやっている和歌山県庁のほうへは確認してございます。ただ詳細につきましては、和歌山県さんとその物件の所有者さんとの間のお話ですんで、この場ではちょっと差し控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（鈴木基次君） 5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） わかりました。以上で空き家等対策の推進に関する特別措置法と空き家バンクの取り組みについての質問を終わります。

では、次の質問に入ります。

子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）についてです。

昨年、区民の人にファミリーサポートセンターのことで相談を受けました。その後、県の行政報告会で子育て支援の政策の中に放課後児童クラブ、我が町では学童保育とともにファミリーサポートセンターの子育て支援員養成研修を実施し、従事者の質の向上を図るとあり、県でも推進しているのだなあと認識していました。

学童保育は、我が町でも支援事業として取り組んでいますが、ファミリーサポートセンター事業と相談を受けたときは知識不足で、お話を聞くことしかできず、自分のふがいなさに情けなく思いました。そこで少し調べてみたところ、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て支援であることがわかりました。援助活動の例には、保育施設までの送迎や、いろいろな場面でのちょっとした児童の預かり援助だとわかりました。かゆいところに手が届く支援事業だなあと、これは大切な活動ではないかなあと思いました。

ファミリーサポートセンターは、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行うものだそうです。現在、和歌山県内に5カ所のファミリーサポートセンターがあり、NPO法人で運営して

いるようですが、各自治体が窓口になっているようです。御坊を中心として、このような支援をしているサークルですか、集まりがあるのをその方に教えてもらいました。その方たちの活動は、子育て、介護、ひきこもり等、家庭内の問題に関する支援を行っているそうです。今は子育て支援サポーター養成講座を御坊市内で開催し、資格取得者が会員になり、子育て支援を提供しているそうです。

しかし、御坊市を中心とするこの日高地方に、まだファミリーサポートセンターの設置がないので、せっかく資格を取得して提供したくても十分活動されていないようです。支援を受けたい人も、そのような支援事業の情報を知らないのが現状だと思います。すなわち、せっかくこのような支援活動があるにもかかわらず、子育てを中心とする家族の問題に対し、十分な支援が受けられない現状にあるのです。御坊市にファミリーサポートセンターが設置されれば、資格取得者はサポートセンターを介することで安心して援助活動ができるようになり、支援を受けたい人は、サポートセンターに登録をして会員になり、有料で受けられるようになります。

この問題は、我が町だけの問題ではなく、御坊市を中心とした日高広域の問題なのですが、そこで町長にお伺いいたします。ファミリーサポートセンター事業について、どのようなお考えをお持ちかお伺いいたします。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 龍神議員の2点目、子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）についてでございます。

ファミリーサポートセンター事業についてどのようなお考えをお持ちかお伺いいたします。でございますが、ファミリーサポートセンター事業は、議員ご指摘のとおり、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたいことを希望する方と、当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものであります。

この事業を行うことになれば、保育施設までの送迎のサポートを行うことができたり、保護者の病気や急用等に対応できたりして、子育て世代のサポートに資することになると考えます。

よって、今後は子育て世代の住民のニーズ及び財政の状況または近隣市町の動向等を踏まえながら、総合的に本事業の有効性を検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（鈴木基次君） 5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） 再質問に入らせていただきます。

町長のご答弁を聞きますと、ファミリーサポート事業の有効性を検討していただけるということで、現在活動している人たちに大きな一歩になると思います。美浜町のホームページに、美浜町子ども・子育て支援事業計画が載っています。そこには、ちょっと概略してみます。「子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握しながら、福祉、保健、医療、教育をはじめとする関係機関、団体等の活動を核とし、また子育て支援団体の育成

を図りながら、それらとのより一層の連携を強化し、地域全体で子どもを育てる機運を高めていきます」と書かれています。このことから、ファミリーサポートセンター事業を必要としていることは明らかなように、私には思えます。

今問題になっている育児ノイローゼや児童虐待など、一日中子どもと一緒にいることによるストレスも原因の一つでしょう。そこで、さきに述べたようなちょっとした育児支援ですが、その人たちの心のサポートにもなると思います。

空き家活用の件に絡めていけば、既に、ひきこもりの子どもを持つ親の会という支援団体があり、現在、吉原にもその団体に空き家を貸している事例を聞きました。同じようなケースで、町内の子育て支援が活発になる場所づくりができるのではないかと考えます。

財政難の折、費用に関して、私もまだ詳しくリサーチできていないので、前向きに検討していただきたいとしか言えませんが、実際支援団体や支援活動として事業は動いています。新たな子育て支援として、早期の検討を重ねてお願いいたします。再度、町長にお気持ちをお聞きいたします。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 龍神議員にお答えいたします。

おっしゃるとおり、町としましても子育て援助活動支援事業というのは、私自身大事なことだと認識はしてございます。ただ、先ほど私自身ご答弁させていただきましたとおり、どれだけのニーズがあるのかどうか、その辺も勘案しながらということとともに、現在、和歌山県のこの30市町村の中で、私自身も龍神議員にあったとおり、和歌山市とか、今のところ市が5カ所、6カ所というような形の中で、その辺、実際どれだけのニーズがあるかなとか、その辺も勘案しながら前向きに取り組んでまいりたいなど、このように思います。

○議長（鈴木基次君） 5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） これからの活動だと思うので、私も勉強させていただきますので、町長もそのようお願いいたします。

最後に、町村会においても検討していただければと思うのですが、どうでしょうか。各市町でも考えていただきたいのです。町長個人の見解で結構です。お聞かせください。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 龍神議員にお答えいたします。

町村会というのは、いろんな形で各町の悩みとかそれについても協議する場がございますので、その辺に関しましたらば、改めて町村会のほうに協議することは十二分に可能だと思いますし、その方向で考えたいなど、このように思います。

○議長（鈴木基次君） 5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） 以上で終わります。

○議長（鈴木基次君） しばらく休憩します。

再開は午後2時15分からとします。

午後二時〇二分休憩

午後二時十五分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。

8番、谷口議員の質問を許します。8番、谷口議員。

○8番（谷口徹君） 8番、谷口徹です。議長のお許しをいただきましたので通告に従い一般質問のほうをさせていただきます。ちょっと一般質問のほうは約1年ぶりですので、つたない質問をするかもわかりませんが、どうぞよろしく願いいたします。

1点目、地方創生について。

我が町が現在取り組んでいるいわゆる地方創生について、何点か質問させていただきます。

1点目、地方創生にかかる意気込みをお聞かせ願いたい。

2点目、地方創生は誰にとって必要と考えているのか。

3点目、地方創生は美浜町単独で達成もしくは成立できるのか。

4点目、東京一極集中がなぜ悪いと考えるのか。

以上、4点よろしく願いします。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 谷口議員の地方創生についてお答えいたします。

まず1点目、地方創生にかかる意気込みはお尋ねでございます。

何としても人口減少に歯どめをかけ、雇用の場の創出や産業を元気づけ、所得向上を図れば、後継者問題を解消しつつ町の活性化を推進させられると考えます。人口減少対策に取り組むべき策定した美浜創生総合戦略の取り組みを一步ずつ踏み出していくとともに、国・県の動向に注視しつつ、美浜町に有効な事業は、英知を結集し対応してまいりたいと思っております。

2点目、地方創生は誰にとって必要と考えるのかにつきましては、これからの世の中を生きていく未来の世代にとって重要となるものだと考えます。地方創生の大きな目的は、人口減少問題です。人口減少による消費・経済力の低下は、日本の経済社会に対して大きな重荷となり、日本全体の衰退につながります。我々の子ども、また孫の世代に活力ある日本を残すために、現在現役世代である我々が地方創生に全力で取り組む必要があると考えてございます。

3点目、地方創生は美浜町単独で達成もしくは成立できるのか、のご質問でございます。

人口減少問題は美浜町だけの問題ではなく、また、近隣自治体間で人口の取り合いをしても根本的な解決にはなりません。美浜町を活性化させ、人口減少を食い止めるためには、日高地方、和歌山県全体が活性化する必要があります。魅力ある美浜町を創生するために美浜町独自の魅力を創出する模索はもちろん実施しますが、周辺自治体と連携して、日高地方全体、和歌山県全体を盛り上げなければ地方創生の達成は難しいと考えてござい

ます。

4点目、東京一極集中はなぜ悪いと考えるのかにお答えいたします。

首都圏における出生率が地方と比較して低く、地方から出生率の低い首都圏へ人口流出することが、日本全体の人口減少の大きな要因となっているためだと考えてございます。

○議長（鈴木基次君） 8番、谷口議員。

○8番（谷口徹君） 意気込みのほうはまた後で再質問させていただきますが、まずこの誰にとって必要と考えるかということなんですけども、この議場、その他全員協議会の場でも私発言させていただきましたが、そもそもこの政策自体は僕は反対ですということなんですよね。別に衰退していいというふうに思っているわけじゃないんですよ。

なぜ反対かといいますと、結局、僕は誰も望んでいないんじゃないのかなというのがまずあるんですよ。誰も望んでいないというとおかしいんですけども、例えば今、町長が言われていた、我々の子どもまた孫の世代に活力ある日本を残すために現役世代である我々が云々。町長、例えば自分のお子さんが「お父さん、地方創生やってよ、私らの将来ないで」って、そんな会話されているんですか、家で。僕は、自分の子ども、今現在、正味の子どもはいませんが、今の家内の子ども、もしくは子どもに近い存在のおいやめい、ただの一度もそういうことを言われたことないですよ。僕らの将来どないなるの、地方創生やってよって誰が望んでいるのかなと思うんですよ。

それで人口減少と当然リンクする話なんですけども、人口減少ね、ふやすのどないしたらいいんですか、ほんなら。女の子は子どもを産めというような、どこか大阪の校長先生がみんなの前で言うただけでぼろくそにたたかれて。でも事実、そこがなかったらふえませんか。

僕は産めとは言いませんよ。そんな、まあ言うたら人それぞれ考えですから。そうなったときに、本当にこれ誰が一体望んでいることなのかなってほんまに思うんですよ。皆さんが個々に、ああ、やっぱりこれは必要やと感じて、家の中でそしたらどうという話をしているのかというのが物すごく興味あるんですよ。

もう一回お答えいただけますか。ほんまにこれ、誰かが必要やと感じていると思いますか。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 谷口議員にお答えいたします。

町長、家で地方創生について子どもと話をしているかというような形のご質問だったかと思いますが、地方創生というような形では話はしてございません。ただ、谷口議員、美浜町、また日本の人口というような形で、人口減少についての話とか、そしてあとの人口減少に関しましても、やはり私自身、ほかでも話したこともあるんですけども、昔の歌でしたらば、「ねえやは15で嫁に行き」とかそういった歌もあるんですけども、今でしたら、谷口議員もご承知のとおりでございますが、晩婚化とか、また未婚も高うございます。そういった形でいえば、やはりこの未婚とか晩婚という形でいえば、その人口

減少でいえば、減の大きな要因ではなかろうかなと私は思っています。そういった形の地方創生というような話じゃなくて、人口減少とか、活力とか、そういった話は家では話はいたします。

私自身は、地方創生という言葉は、やはり東京一極集中をどのようにして是正して、そして地方が元気になる、そういった総合的、トータル的な言葉が地方創生であると、私はこのように認識しています。

○議長（鈴木基次君） 8番、谷口議員。

○8番（谷口徹君） 僕自身も、例えば自分の会社で今20代の若者3人ほど来てもらっていますけども、そのうち2人はまだ20代前半、21ですか。その子らには冗談半分ですけども、とにかく早いこと嫁はんもらえと。町のために、地域のために、ぎょうさん子どもをつくって、明るい未来をつくらなあかんでというふうなことは、現場で一緒になったときとかそういう話はしたりもします。本人らは笑って済ましていますけれども。

ただ、何て言うんですかね。誰が必要としているかという部分、どうしても今の町長の答弁を聞く限りでは、やっぱりインパクトに欠けるんじゃないかなと。結局ここが、誰が必要としているからこれを取り組むんやと、それが一番重要だと僕は思うんですよね。これを達成しようと思うと。

だから、人口減少したら困る、じゃ、困らないようにするためにどういうふうにするか。行政としてはこういうふうにします。それは当然あると思うんですよ。いろいろ午前中からの質問でもあったそういう子育て、教育のそういった支援等々、いろいろ行政としてできる範囲のことはあると思うんですけれども、我々、今の立場立場を当然、日本国和歌山県美浜町というそういう自治体の中を構成している1人の人間ですよね、全員が。その人間が、じゃ本当に必要としているのかなと。困っているから、そしたら僕はこうしました、僕はああしましたって、個人として、余りそういう話も聞かないんですよね。

順番に質問していくつもりだったんですけど、町長が東京一極集中云々ということにちょっと触れられたのでお伺いしますけれども、例えばお子さんが東京大学に受かった、当然東京に行きますわね。大学の4年間だったらまあまあええわ。大学卒業しました。さ、美浜町に帰ってきてくれるのかな。にこにこしながらお父さん、お母さんが待っていたら、お父さん、一流商社の営業マンで採用が決まってん、あしたからニューヨークに転勤やっ。悲しみますか、親御さん。美浜町から人口が流出するんですよ。悲しみます。僕はもろ手挙げて喜んで、ようやった、頑張ってこいよと言うこそすれ、多分悲しまないと思うんですよね、人口流出することに対して。

その辺、今の私の思いというか質問を、どういうふうにお感じになられますか。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 谷口議員にお答えいたします。

大学が向こうでそのまま就職という形のお尋ねだったかと思いますが、それも一理あると思うんですけれども、ただ東京一極集中というんですか、私は、その人たちはそ

の人たちのやり方があろうかと思うんですけれども、逆に多くの方が東京へ行って、そしてそこでも今のパターンでいえば晩婚とか未婚で、そしてまた、逆にその人たちを助けるがために東京のほうへ、地方のほうから出て行くというような形の悪循環が、私は今は多いように思うんです。

だから、逆に言えば、地方に対しての活力等々でいえば、人間っていろいろな考え方もあると私思うんです。というのが、東京のほうで例えばサラリー的にも随分と恵まれている、名誉的にも恵まれている、これも一つであろうかと思うんですけれども、逆に人間本来の生き方と言うとちょっと語弊があるんですけれども、自然を享受しながら、きれいな空気を吸いながら、たとえサラリー的には少し東京とかと比べたら低くても、人間本来の生活ができるよというような形の人たちを、今後東京とか大都市のほうから呼び込んでいく、それが東京一極集中からいろんな地方への分散型というんですか、Iターン、Uターン等々も含めた中で、そういったことをこの地方創生の中で私自身は検討、また考えていくべきではなかろうかなと、そのように思います。

人間がいろんな形で生活していく中で、やはり雇用というのは、私は大きな要因だとは思いますが、雇用と、そしてあと人間の持ち方、とり方もあろうかと思うんですけれども、そういった本来の生活ということでいえば、地方で春夏秋冬を感じながら生活するというのも一つだと思います。その辺はいろんな考え方があろうかと思うんですけれども、そういった人たちをいかに地方、そして和歌山、そして美浜というような形で呼び込んでくるか、この方向も私は一つの要因というか、大事なことではなかろうかなと、このように思います。

○議長（鈴木基次君） 8番、谷口議員。

○8番（谷口徹君） 今、町長、雇用の場、こっちでもそういう場を設けて云々というようにおっしゃられていましたけれども、この最初の意気込みの中でも答弁されていましたが、雇用の場の創出、産業を元気づけ、所得向上を図れば後継者問題を解消しつつ、この後継者問題を解消しつつというのがちょっと自営業、ここは特定で指されているのかなというふうには思うんですけれども、そのもう一つひっかかるのが、よく言われている雇用の創出、雇用の創出と、この辺、働くところってないんですかね、まず。

結構あると思うんですけれども、働くところ。何か働くところがないんやて、そやから若者はよそへ出ていくんやて、働く場所の確保、働く場所の確保。ないと感じていらっしゃるんですか、働く場所が。ない、ゼロとは考えていないんでしょうけれども、少ないとやっぱり感じていらっしゃるんですか。

○議長（鈴木基次君） 谷口議員、もう4回目なので言いたいこと、もう最後言ってください。

○8番（谷口徹君） 幾つも言うんですか。まあもういいですわ、それで、ほんなら。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 谷口議員にお答えいたします。

やはりその雇用の場ということであれば、都会と比べたらやはり少ないと、このように思っています。ただ、例えば地域づくり等々でもそうなのですが、例えば四国のほうもそうですが、古家でITとかそういった形で起業というんですか、また白浜のほうも今そういった方向でもあろうかと思うんですけれども、そういった地域、地方の芽生えというんですか、起業というのか、その辺は今できつつあるのではなかろうかなと思いますけれども、基本的に都市部と比べたらやはり就業の場というのは、私自身は少なく感じています。

以上です。

○議長（鈴木基次君） はい、どうぞ。

○8番（谷口徹君） もうちょっとこの質問は深く議論させていただきたいんで、また次も、その次もいろいろ細かく区切ってやらせていただきたいと思います。

2点目、質問させていただきます。冠水被害対策について。

当町における冠水被害は当町が生まれるはるか昔よりの懸案事項であり、21世紀になった現在においても、抜本的な対策が施されることもなく、地域住民を苦しめております。この冠水被害対策について、以前にも一般質問でご提案させていただきました雨水幹線整備を強力に推し進めるべきと考えますが、いかがですか。

全国各地の類似する冠水被害対策で多く採用されている雨水幹線整備は、地下の貯水槽みたいなものであり、一旦この雨水幹線に雨水をため、後日、河川等に放流する仕組みになっております。現在、西川の排水機能を高めるための抜本的な対策として、下流域から護岸を整備し河道をしゅんせつしていく方法が検討されていますが、この方法での完成に約20年の年月がかかると聞いております。

私は、正直申し上げて、この20年という数字を聞いたとき愕然といたしました。本当にやる気があるのかと耳を疑いました。確かに、この冠水被害対策はどのような手法を用いても相当な金額を要することは理解できます。しかし、20年は余りに長いと感じませんか。河道の整備にしろ、雨水幹線の整備にしろ、とにかく一刻も早く着手していただき、住民に安心・安全を提供することが行政の務めではないでしょうか。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 谷口議員の2点目、冠水被害対策についてお答えいたします。

雨水幹線整備の推進について、そして2点目が、20年は余りにも長いと感じるが町長の見解はにつきまして、一括してお答えいたします。

美浜町における内水被害、このことにつきましては、和歌山県において進められてきた日高川水系河川整備計画の策定過程の中で、昨今、その対策に対し住民の皆様の大きな期待と関心が寄せられているところであり、先日の3月8日付で正式に策定され、平成28年度より測量設計業務に着手されることとなりました。

西川の河道掘削などその整備内容につきましては、これまでの議会における一般質問の答弁の中でご説明申し上げているところであり、省略させていただきますが、地方紙の報

道にもありましたように、西川については、早速予算計上していただいているとのこと、感謝しているところでございます。

さて、この河川整備計画、全体の計画期間がおおむね20年と設定されているところがありますが、ご指摘のとおり20年とは長い年月でございます。地域の皆様がこうむっている内水被害の軽減をうけ、私自身たとえ1年でも早く、この西川関連の整備が完了するよう、引き続き和歌山県に対し強く働きかけていくとともに、町としましても全面的に協力していきたいと考えてございます。

次に、答弁の順序が逆になりましたが、1点目の雨水幹線についてでございます。

先ほど申し上げました日高川水系河川整備計画の策定過程において開催された第2回日高川（下流域）を考える会では、河道掘削が支川に対し一番効果的だが、浸水を解消するためには排水ポンプの整備が必要、ポンプは次の段階であると、第5回和歌山県河川整備審議会河川整備計画部会において、和田川の内水被害のさらなる軽減については、関係機関と検討していくとの見解が和歌山県より示されているところであり、つまるところは、内水被害に対しては、河川改修と組み合わせた総合的な対策が必要であると解釈しております。

この河川整備計画が策定され、西川は新年度から事業化となりました。

美浜町といたしましても、次の課題である軽減から解消につながる方策を和歌山県と協議し、見出していかなければならないと認識しているところであり、谷口議員からご提案いただきました雨水幹線も、多くの自治体で実績のある手法でございますので、検討材料の一つとして、数値的なデータや専門的な検証に基づいた協議を今後重ねてまいりたいと考えます。

○議長（鈴木基次君） 8番、谷口議員。

○8番（谷口徹君） 検討材料の一つとし、今後、協議を重ねていきたいというふうに言っていたので非常にありがたいんですが、この冠水、町長ももちろんご存じやと思いますけども、私も毎年、よく冗談で、特に田淵議員にはなるほどとよく言っていたんですけど、私の家、冠水になるといわゆるモン・サン・ミシエルの状態になります。完全に湖の中の孤島になってしまうわけなんですけども、私が困っているから何とかしろというんじゃないんですけど、私の周りにもぎょうさん人もいますんで、何とか。

こんなことを言うと明治や大正の人に怒られますけども、明治や大正のころなら、当然、土木技術というのでもそこまで発達していないですから、ああ難儀やな、ああ難儀やなで終わっていた部分は多々あるかと思うんですよ。でも、今21世紀ですよ。それなりに土木技術も発達して、乱暴な言い方をすると福島課長に怒られるかわかりませんが、金さえ出せばどないでもなる話なんですよね。簡単な話なんですよ。金さえ出せばどないでもなるんですよ。まあ、簡単な話のその金、どないすんねんという話なんですけどね。

先ほどの質問の地方創生なんか、こんなもん金出して解決できる問題じゃないと思うんですけども、こういうのは金出せば幾らでも解決できると思うんですよ。その金をどこか

ら引っ張ってくるか、自分らの財布から持ち出すのか、それともどこかから引っ張ってくるのかという話なんですけども、やっぱり金さえあれば解決できる問題であれば、どうか自分の財布の中のやりくり、どこかの財布から引っ張ってくるんならどこかの財布から引っ張ってくるやりくり、これ、もっと突っ込んで、とにかくこんな、僕、美浜町のあの冠水が毎年起きている状態というのは非常にぶざまな姿やと思うんですよ。別に美浜町が悪いことをしてぶざまな姿になっているわけじゃないんですけれどもね。見た目にはほんでも言いますよね。美浜町、またつかっているの。また陸の孤島かとか、会社でも僕よくばかにされますけども。その辺、金を出せば解決する話なんですから、何とか引っ張ってくる。

それで、例えばそれに日高町、御坊市、協力せんかいと上から目線で僕は言える話やと思うんですよ。全部あっちから流れてくる水ですよ。とめるぞと、美浜町の手前でと。それぐらいのことを言うて協力さすぐらいのやっぱり勢いといいますかね。当然、担当課はそんな、よその役場に行つてとめるぞとか、そんなことは言えるはずもないでしょうけども、やっぱり長対長の会話になったら、それぐらいのことは僕はやっぱり言っていたきたいと思うんですよ。

全部おまえとこで降った雨がこっちへ流れているやないかって。午前中の谷議員の質問でもありましたけどね。とめてまうぞと、ここへ流れてくるやつ何もかも。それぐらいのやっぱり腹づもりというか、持っていたきたいと思うんですけども、いかがですか。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 谷口議員にお答えいたします。

長としての腹づもり、またとめてしまうぞというような形のお尋ねだったかと思えますけれども、なかなかとめることは難しいかと思うんですけれども、気持ちは私も同様でございます。

今回こういった形で日高川水系河川整備計画という形ができて、これが一つのバイブルというか、これに基づきまして着々と工事がなされると私も認識してございますし、さらに強力に、谷口議員おっしゃるとおり、美浜町でいえば西川関係がございまして。その辺につきましては改めて強力に推進していくように、県とかその辺のほうに向かって推し進めていく所存でございます。

○議長（鈴木基次君） 8番、谷口議員。

○8番（谷口徹君） 余り乱暴な言い方をしてもあれなんで、ここら辺で質問のほうを終わらせていただきますが、とにかく町長、頼りにしております。

今回の議会にも議案として出されております人事案件ですか、副町長。私も大いに期待しているところでございますので、もし県へ行って物をよう言わんというときは、副町長の尻についていってでも構いませんので、やっぱりそのために来ていただくんやと僕は理解しておりますので、そこら辺も含めて、この被害、20年と言わずに5年で決着つけるんやぐらいの腹づもりで取り組んでいただきたいと思えます。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（鈴木基次君） しばらく休憩します。

再開は午後2時55分とします。

午後二時四十五分休憩

—————
午後二時五十五分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。

10番、中西議員の質問を許します。10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） 最後になりまして、皆さんお疲れのところ、できるだけ早く終わろうと思っているんですが、どうなりますか。ご辛抱願います。

それでは、10番、中西です。議長の許可を得ましたので、通告に従い質問させていただきます。

1番目は、介護保険についてでございます。

介護を社会的に支えることを目的として介護保険制度が導入されてから15年が経過しました。この間、高齢化の進展に伴って要介護認定者は年々増加し、現在約600万人を超えています。本町では、第6期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画によりますと、平成27年度477人と推計されています。このため介護給付は拡大し、負担増が進んでいます。

厚労省によりますと、第6期介護保険料は全国平均5,514円、本町は5,840円です。また、40歳から64歳が負担する介護保険料も平成28年度に介護保険制度始まって以来最高の5,352円となったと、この前新聞に出ておりました。

介護保険制度によって介護が必要となった高齢者が安心して暮らせる社会が実現したかといいますと、大いに疑問があります。家族が介護疲れから殺人に至る事件は、警察庁が統計をとり始めた2007年から2014年の間に、未遂も含め373件起きています。年平均46件、8日に1回の割合です。介護を苦しめた自殺、無理心中は8年間で2,272人にも上ります。介護のため家族が仕事をやめる介護離職は年約10万人もあります。原因は、介護の社会化をうたってつくられた介護保険制度が、実際は家族介護を前提に設計されているからと言われてます。

虐待も年々増加しています。厚労省によりますと、家族による虐待と判断された事例は、平成26年度1万5,739件に達しています。和歌山県高齢者生活支援室によりますと、通報件数は、平成26年度過去最多の228件、虐待と判断されたのは121件に上りました。本町でも、平成26年度主要施策の成果によりますと、疑い3件、虐待1件とあります。

有料老人ホームの職員が入所者を殺害したという信じがたい事件も報道されていますが、自治体への相談や通報の件数の9割以上が家族介護のケースです。県高齢者生活支援室によりますと、虐待の被害者の71%は女性で、加害者は息子が30.4%、娘21.5%、

夫19.3%となっておりまして、男性が多いです。家族による虐待では、認知症の人が被害者になるケースが目立ちます。認知症の高齢者は2025年には700万人になると推計されており、認知症対応を強化していく必要があります。

3月1日、遺族に賠償責任はないとの判決を最高裁が下し、大きく報じられました。これは、2007年愛知県で認知症の男性、当時91歳が徘徊中に線路に入ってしまい、列車にはねられて死亡しました。JR東海が振りかえ輸送などの損害賠償を遺族に求め、一審では長男に、二審では妻に、男性の行動を監督する義務があったとして賠償を求めているものです。

認知症介護研究研修東京センター研究部長の永田久美子さんは、認知症の人から片時も目を離すなという、家族や介護現場にとって実現不可能な見守りを要求していた一、二審判決を、実情に合わせて見直し冷静な判断をしたと評価し、今回の判決を機に、まずやるべきは認知症になっても外へ出ても安全な社会をつくろう、社会全体で方針を合意すること、全ての市町村でやれることを洗い出し、企業も地域の人も行政も一緒になって具体的な取り組みに着手することが急がれると話しています。

介護保険がつくられて15年の間に、何回か介護保険制度の改正が行われましたが、改正のたびに、給付増を抑えるため介護保険の利用の切り下げが始まり、介護保険制度は当初の目的から離れ、家族が支える介護に戻っているようです。

2014年6月に成立した医療介護総合確保推進法によって、要支援1、2の人が利用しているデイサービスや訪問介護が介護保険給付から除外され、地域支援事業に移行しつつあります。さらに、財務省の今後の社会保険改革の工程表によりますと、要介護1、2の通所介護を地域支援事業に、利用料を原則2割に、軽度者に対する生活援助を原則自己負担にと、国・自治体が果たすべき公的責任を後退させ、自助、互助、共助を主とするような検討が進められています。これでは、安倍首相の言う介護離職ゼロの実現は遠く、悲惨な介護殺人、無理心中、虐待など少なくなるどころか、ふえ続けるのではないのでしょうか。

以上のことを踏まえて、介護保険制度について4点の質問をします。

1点目、平成26年第1回定例会の介護保険についての私の質問に、町長は、介護保険所管課長会議や事務担当者会議、また包括支援センターの管内会議などで、今より安くやってもらえるところを探すという難しい作業に共同で取り組むと回答されています。いよいよ来年4月から総合事業が実施されます。安くやってもらえる事業所はありましたか。

2点目、みはま学園2月講座の中で、これからの介護事業として、現行のホームヘルパーによる訪問型サービスや通所介護施設での通所型サービスと並んで、地域住民やボランティアによる移動支援、レクリエーションの提供、配食サービスなどの生活支援サービスのメニューがあります。総合事業では、地域住民やボランティアが主体となると言われますが、受け皿となるボランティア団体などは本町にどのぐらいありますか。

3点目、平成27年4月から三重県桑名市では総合事業を開始しています。これについ

て三重短期大学非常勤講師の村瀬博さんは、シルバー人材センターに委託していることについて、利用者の生活、心身の状況を総合的に理解した適切なサービスの提供が行われるか、事故等の場合の個人責任の所在などに強い危惧を感じると述べています。

地域住民やボランティアの活用によって、当面費用は安くなるかもしれませんが、高齢者に対して必要なサービスを質量ともに提供できず、要支援から要介護に至る時間を早め、さらには重度要介護者の増加を招けば、かえって介護給付費がふえます。本町の総合事業がそんな事態を招くことがないような計画になっておりますか。

4点目、町長は施政方針で、一人でも多くの高齢者の方が元気で生きがいを持って暮らせる環境づくりを図っていくと述べられました。そのためにどのような方策を考えておられますか。

また、保険給付をますます制限するという介護保険制度の改正の方向をどう考えられますか。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 中西議員の1点目、介護保険制度はどうかにお答えいたします。

1つ、安く引き受けてくれる事業者は見つかったのか、2つ、総合事業を実施していくため受け皿となるボランティア団体などはどのぐらいあるのか、3つ目、総合事業がスムーズに行える計画がつけられているのかにつきまして、一括してご答弁させていただきます。

平成27年度の介護保険法改正により、従来の介護予防給付の訪問介護、通所介護が地域支援事業の中の総合事業として取り組むことになりました。

美浜町におきましては、平成27年第1回定例会において、介護保険条例改正については、その実施の延長をお認めいただき、平成29年4月1日より実施することになりました。今年度におきまして、体制整備等含め事業の円滑な実施を図るため、先進地視察等含め、各事業等のメニューを検討する予定でございます。

議員のご質問の件につきましては、現時点におきましてお答えできるような状況ではございませんので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

4点目の高齢者が輝ける環境をどうつくっていくのか、国が進めようとしている介護保険制度の方向をどう考えるのかについてお答えいたします。

現在も実施しています、みはま健康教室や認知症予防教室、腰痛・膝痛予防教室等、今後とも継続し充実を図るとともに、機構改革により老人クラブも担当課になることも踏まえ、教室の普及につなげていきたいと考えてございます。

また、保険給付がますます制限されるという懸念もありますが、サービスの低下につながらないよう、町村会等でも要望事項として取り上げていくよう働きかけていこうと考えてございます。

○議長（鈴木基次君） 10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） それでは、再質問をさせていただきます。

今、町長の1、2、3のご答弁をお聞きしまして、非常に驚きました。先進地視察とかメニューの検討をこれからやっていく。来年4月1日からもう総合事業に移行していかんあかん、そういう中ですね。

そして、13日の地方紙では、御坊市では団塊の世代が75歳以上になる2025年に向け、医療と介護がスムーズに連携することで御坊市版の地域包括ケアシステムを構築していく。そのために御坊市在宅医療推進協をいろんな団体を集めて発足したという、これはもう2025年を目がけているんですね。うちは2025年どころか、2017年にこれから視察をしたりメニューを考えたりする。いかにも遅いように思うんです。

これは何でこんなに総合事業をやることになったのかといいますと、この美浜町の第6期のこれにもちゃんと書いておりますように、とにかく介護保険が上がってきて、それを余り上がらんようにするために、できるだけ使わんようにする、1つはね。そして、要支援1、2をこの介護保険からはずすということになったわけですね。そして、その介護保険で今までやっていた分が一体どうなるのか、これは町が負担せんなんということになりますね。

これを見ますと、26年度要支援1と認定された人が64名、要支援2と認定された人が55名、合計119名があります、ここに出てあります。その人たちにとって、これは平成26年ですが、一体要支援1、2の保険給付というのは幾らぐらいになっているんでしょうか。それを平成29年から町が負担せんなんということになるのではないかなというように思うんです。

そこで、この2月26日に、みはま学園で介護予防現在・過去・未来とか、こういう講演というか学習会が行われました。その中で、私はその26日は委員会がありましたし、その委員会も風邪をひいて欠席しましてよう聞いてないんで、お願いをしてレジュメをいただいていたんです。そのレジュメを見ますと、3つに分けられているわけですね。このレジュメを見ますと、介護予防サービスこれからどうなるかということで、3つ介護予防生活支援サービス事業、介護予防生活支援サービス事業、介護予防生活支援サービス事業、これは今言うたのは、要介護認定で非該当、要支援1、2と判定された人にはこういうサービスをつくるということですね。

そしてその中に、特にここに鍵になりますと書いてあるんですが、これからの介護予防は地域住民、ボランティアの力が鍵になります。だから、一体、町内にそういうふうな介護生活支援サービスとかこういうことを担って委託できる場所があるんかどうかな。もしなかったら、これを1年間で育成していかんなんよな気がするんです。

桑名市では、もう既に2015年から、本来ならばこの第6期で総合事業をせんなんことになったんですが、先ほども答弁で言われたように2年間猶予したわけですね。平成29年からということになっているわけですが、その桑名市では早速27年度からやってい

るんですが、それを見てもみますと、例えば訪問介護では要支援1、2の人、現行と同じで、事業所を指定して利用者の負担を1割にして、まあ言うたらヘルパーさんが訪問をしますと。そういうものもありますけれども、訪問型サービスにB、C、Dとありまして、Bでは日常生活支援、掃除、洗濯、買い物、これはシルバー人材センターに委託をするとなっております。それから、訪問型サービスでは、これは栄養士会に委託をする。それからまた、本町でいうたら食推みたいなああいう組織ですね、そういうところに食事、そういうようなものは委託するとなっております。

そういうふうなことを考えたときに、本当に質問ややこしなったんですけれども、本来に来年4月からスムーズに移行でき、そしてみんなが本当に必要な要支援1、2の人、保険から離されたんですけれども、その人たちのできるのかなと。

その見通しについて、1つは、要支援1、2の人たちがどのぐらい介護給付を受けているのかということ。2つ目は、そのいろいろな条件をつくって、さまざまなメニューをつくっていかんならねんけど、今のままではスムーズに移行ができるかどうか。この2点についてお願いします。

○議長（鈴木基次君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田端進司君） 中西議員のご質問にお答えいたします。

まず最初に、美浜町、ちょっと遅いん違うかというようなことがございましたけれども、決してうちのほうでは遅いとは思っておりません。29年4月1日スタートに向けて万全の準備を行う中では、そういった各種の先進地等を視察しながら、スムーズにいけるように現在頑張っているところでございます。

それから、介護予防の件ですけれども、総合事業に変わって町が全部負担するのではないかということですが、介護給付ということで国からの介護保険からは出ませんけれども、財源内訳は従来と同じような給付ということで、出す項目が異なるということだけなので、全額町が負担というようなことではございません。

それから、26年119件ということで、要支援1、2ということですが、今現在1月末では、129名の方が要支援1で69名、要支援2で60名、合計129名です。

それから、保険給付ですが、27年度の決算見込みで、介護予防サービスということで、合計で34,000千円ぐらいの決算見込みです。

それから要支援1、2の方につきましても、従来の介護福祉用具とか住宅改修、それから訪問看護の分につきましては、従来どおり介護給付費から支払われるということで、従来の訪問介護と通所介護が新しい総合事業に移るということで、その中の事業としまして、まず1点の現行の訪問介護相当ということで、どこもそうですけれども、従来どおりの事業所でやっていくというようなことになっております。

それから、その中でも緩和した基準によるサービスということで、新たに訪問型サービスというようなこともあるんですけれども、それにつきましては特に今現時点で考えておりますのは、生活援助等ということで掃除とか洗濯、買い物とかそういったことで、より

単価が安いほうが有利になるというようなことで実施をする見込みであります。

それから、美浜町のボランティア、社協が16団体ぐらいあるんですけども、こういった事業につきましては、今、社協ともいろいろ協議はしているんですけども、その団体に直接お願いしてどうのこうのというのは、現時点では難しいのではないだろうかというようなことも何点かありますので、そこら、今後するとなったら社協と十分協議して、そういった生活支援をやってくれるようなグループも募っていかなければならないというようなことも考えております。

そこらまでそのメニューとかも検討した中で、スムーズに移行できるように考えておりますので、決して育成してどうのこうのというようなそういうことではなくて、来年の4月には実施できるというふうに考えております。

それから、あくまで介護事業というのは、ここでいう要支援1、2ということで、地域全体と考えましては、健全な高齢者の方とかいろんな方が集うようなサロンとか、そういったことは充実していく必要はあると思いますけれども、その中での要支援1、2に限定されたということになりますと、そこらの中身ももっと再度メニューとかも考えていかないと、ただ単にサロンで皆がというようなことと、ここらちょっと予防給付につなげるとようなことではちょっと線引きもしなくてはならないということもございますので、ただ単にそういった地域のみつや会さんでやってもらって憩いの場ですとかというのは、ちょっと趣も違うケースも出てくるかと思っておりますので、そこらも今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） 今、課長からご答弁あったんですが、そういうのを書いていただいたら、この現時点におきましてお答えできるような状況ではございませんというこういう回答と違って、大分いろいろ社協とか協議しながら進められているということ、そういうご答弁を、町長、聞いたかったですけれども。ほな安心して4月1日からスムーズにいけると。財源も34,000千円要るけど、それは皆、町が持ち出しではなしに別に来るということで安心してええということで、そういうふうに今の時点では理解をしておきます。

そしたら、4点目につきまして、そこで高齢者が輝けるというのは一体どういうふうな状態かと、町長にお聞きをしたいと思っております。高齢者が輝けるというのは。

そこで、この輝くということでは、安倍首相が、女性が輝く社会とか言いましたね。ところが、言葉だけでなかなか女性の置かれている実態がわかっていなかったと。先ほどどなたかも言われていましたが、ブログに「保育園落ちた」と書いて、これが大きな問題になりまして、初めは、そんな匿名のもんはどうなと言っていましたけれども、今は急遽慌てて、保育士の待遇改善とか待機児童の解消とか言うてますけれども。その輝くという言葉、町長の言われる輝くということ聞いたときに、本当に町長は町内の高齢者の実態をわか

っているかどうか、しっかり把握されて高齢者が輝くと言われたのかと心配になりました。

そこで町長にお聞きします。ひとり暮らしの高齢者数は一体どのぐらいいますか。それから、高齢者夫婦の世帯数、それから健康寿命、そして介護認定者、認定率、介護認定者はさっき言いましたけども認定率はどのぐらいか、所得はどうか、このような高齢者の実態をつかんでおられますかということです。それが1つ。もう一回。

それから方策として、町長は、現在実施されているいろいろな教室の普及、これは本町は非常に進んでいると思います、そういうことだけを言われました。しかし、先日テレビを見ていますと、99歳の高齢のおばあさんが入水自殺をしたというニュースがありました。99歳といいますと、本町では、あと1年たったら町長がいろんなプレゼントを持って訪問してくれるそんな年齢なんです。何でそんなに海へ入って死んだんか。それは家族に迷惑をかけるから、これが理由だったということです。私はそのニュースで知ったんですが、高齢者の自殺も多いんですけども、自殺する人は私はひとり暮らしの寂しい人が自殺するんだと思っていました。ところが、多くは同居家族のある人が自殺をしている。それはどういうことか。家族に迷惑をかけたくない、生きていても何の役にも立たない、こういうふうを考えてそういう自殺をしていく。そういう人が多いということです。

そこで、従来の、今、町が取り組んでおりますさまざまな教室があります。この教室だけでは、町長は継続して充実を図ると言われていますが、もうちょっと小規模なものも必要ではないかなと思います。

私、ある人から、空き家を利用して、先ほど龍神議員から空き家の質問がございましたが、立派なというか廃屋は違いますけど、空き家を利用して地域で小さなサロンを、いきいきサロンというのがありますけど、サロンを開けないか、それにはどうしたらいいか、こういうふうな質問も受けました。

こういうことも、これから各地域ごとに小さなご近所が集まって、そしてお茶を飲み合う、あるいはご飯を食べる、あるいはそれぞれ得意なもの、例えばパソコンが偉い人はパソコンを教えるとか、あるいは手芸が上手な人は手芸の講師になるとか、さまざまな高齢者が持っている特技とかそれを生かす場をつくっていったら、何の役にも立っていない、もう生きていてもしょうがない、こういうことがなくなるのではないかなと思うんです。だから、そういう地域の空き家を利用したサロン、こういうふうなものを考えていったらどうか。

これを町がなかなか。日高町の人で滝川悦子さんという人、由良町でこういうのをやっているんですけども、町と違って個人でやっておられるのでお話を聞きに行ったんですが、地方紙に「エツタロウがゆく」かなんかいう文章を月に1回書いておられる方ですが、その人は由良町で公民館を使って月に1回やっているということで、とにかく健康チェックをして、そして簡単な体操をして、とにかく笑う、話をする、そういうふうなことをやっているんだと。だから、美浜町でも何かそういうことができないかなと思ってお話を聞

きに行ったんですが、このような取り組みを支援することは大事だと思いますが、町長はどう考えますか。

それからもう一つは、シルバー人材センターの充実ということです。これは、北九州のシルバー人材センターの連合会の会長の榎井さんという人がこんなに言っています。全国の会員、そのシルバー人材の会員1人当たりの年間総医療費は、一般高齢者より約60千円低い。元気な人が働くのではなく、働くことで元気になるのだ。

こういうふうな取り組み、これから必要になってくると思うんですけど、町長、よろしくお願いします。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 中西議員にお答えいたします。

町長はどれだけ高齢者のことに対して存じていますかというような形のお尋ねだったかと思うんですけども、所得とか、そしておひとり住まいとか、そして高齢者二人とか、その辺につきましては、私自身そういったことにつきまして把握はしてございません。手元には持ってございません。

そして、後段のほうで中西議員がおっしゃった古民家サロンというのも、私は一つの方向ではなかろうかということも思います。ただ、中西議員のお話の中でも公民館とかというようなお話もあったかと思うんですけども、そういったお家の提供を行政がするというのも一つかと思うんですけども、美浜町には公民館とか、また老人憩いの家とか、また集会所等々もございます。そういった形の利用というのも、私自身は一つではなかろうかなと思います。

おっしゃるとおり、高齢者が何したらええんよというんじゃなくて、いろんな形で私自身は、例えば高齢者がお持ちの知識じゃなくて知恵をいただくとか、おばあちゃんの知恵とかそんな言葉もあったかと思うんですけども、やはり経験が物語るいろんな方向というのも、私も含めて、また子どもたちも含めた中で大事であって、高齢者も一人のすばらしい人間だよということを、逆に子どもたちにも知っていただきたいなとこのように思っています。

以前に読んだ本でもそうだったんですけども、お年寄りのしわとしわとの間に何ともいえないダイヤモンドのような光り輝くものがあるというような形で、私も読んだような気がするんですけども、そういった形でいえば高齢者、そして基本的には高齢者もそうなんですけれども、平均寿命が延びたので大喜びするんじゃなくて、やはり中西議員がおっしゃるとおり、健康寿命というような形のことをどうやって行政もタイアップしながら延ばしていくかということは今後とも取り組んでいきたいと思っています。

あとのそういった詳細等々につきまして、私自身はここで手元には持っていないという状況でございます。

○議長（鈴木基次君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田端進司君） 中西議員にお答えいたします。

介護の認定率ですけれども、現在ではおよそ19.5%でございます。

それから美浜町の平均寿命ですけれども、男性の方で77.91歳、それに対して健康寿命が76.06歳、女性の方が84.71歳、健康寿命が79.87歳ということです。

それから地域のサロン云々ということでございますけれども、先日もテレビでロボット病院とかいうような、高齢者の方がおもちゃを直すというようなこともありましたけれども、先ほどもちょっと話したんですけれども、そういったことでサロンの充実等とかも、健康推進課としては充実していきたいなど、そういうふうを考えております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） 町長、こういう資料とか、こういうのにもきっちり出ておりますので、ぜひ高齢者の実態を十分把握して、高齢者が輝くというような施政方針を言うていただきたいと思います。

それと、あと20年たったら団塊の世代の子どもたちが65歳以上になるんだそうです。20年後というたら皆さんどうですか。私はもう死んでいると思いますけど、20年というたら大概、皆、物すごい高齢者になっていると違いますか。そやから、この介護の問題というのは、決して今の高齢者の問題と違って、ほんまにみんなの問題やということを考えて十分にやっていただけたらと最後に言いまして、次に、国保について質問します。

では、国保について質問をします。

2015年度の各市町村の国保税（北山村を除く）が決定し、発表されました。その一覧表を見て驚きました。2013年度405,100円、17位。14年度11位であったのが、15年度560,700円となり、とうとう和歌山県で本町の国保税が一番高くなったのです。これは所得2,500千円、4人世帯、40歳代夫婦と未成年の子2人と、標準家庭というんですが、そういう家庭で固定資産税50千円で計算したものです。こういうふうなことびっくりさせられた、この国保について7点伺います。

1つは、15年度国保税が大幅に引き上げられた原因は何でしょうか。

2つ目、本町の徴収率、滞納世帯数、短期保険証、資格証明書発行数はどのぐらいで、2014年に比べてどうですか。

3点目、国が国保の都道府県化を求める過程で、全国自治会は高過ぎる保険料という国保の構造問題があるとして、抜本的な公費投入を要求しました。そこで、国は2018年度をめどに3,400億円の公費を投入することとなり、2015年度から1,700億円の保険者支援が実施されました。厚労省は、2015年度から低所得者数に応じた自治体への財政支援拡充策によって、被保険者1人当たり年額約5千円の財政改善効果ができるとしています。全国では、これを活用して国保税を引き下げたところもあったようですが、県内ではありませんでした。

本町には、この市町村支援がいつ、幾ら交付されましたか。

4点目、国勢調査で明らかになったように、少子化対策は待ったなしの緊急課題です。

子ども医療費助成は、少子化対策に関する重要な施策です。ところが、国は、子ども医療費無料化に取り組んでいる自治体に対し、国保の国庫負担金や普通調整交付金を減額調整しており、施策推進の支障となっています。こうしたペナルティーを廃止するよう要望しないのですか。

5点目、医療費を抑えるため、どのような対策を考えていますか。

6点目、平成24年、第2回定例会の私の国保運営協議会についての質問に町長は、委員の公募は検討する、協議会の公開については協議会で協議を願うと答弁されています。公募、公開について、どのような協議が行われましたか。

7点目、国保運営協議会が1月に開催されたそうですが、どのような答申が出されましたか。また、平成28年度国保税の見通しはいかがですか。

以上、お願いします。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 中西議員の2点目、県下1番の国保税の引き下げをにお答えいたします。

1点目、国保税の大幅引き上げの原因はでございます。

平成27年度、国保税が大幅な引き上げとなったことにつきましては、保険給付費で前年度比較約35,000千円の増加によるものでございます。主な要因は、医療費が急増すると言われている前期高齢者65歳から74歳の被保険者数の増加によるものでございます。

2つ目、徴収率、滞納世帯数、短期保険証、資格証明書はどのくらいで、大幅引き上げの影響が見られるか、でございますが、徴収率につきましては、平成28年2月末現在の国保税現年課税分徴収率は、月末が休日等の関係もでございますが、82.0%で、前年度同月末より2.0%の増でございます。滞納世帯数は、118世帯で、昨年度末より4世帯増加しております。短期保険証は現在26世帯に交付しており、昨年度より5世帯増加しております。資格証明書は、昨年度と同様の1世帯でございます。

これらのことより、大幅引き上げの影響は、今現在、大きくは見られませんが、なお一層の徴収率の向上に努めてまいります。

3点目、2015年度、国の市町村支援金はいつ、幾ら交付されたのかのお尋ねでございます。

平成27年度国民健康保険基盤安定負担金は、平成27年12月15日に保険者支援分としまして17,162千円の交付決定を受けまして、12月21日に決定額の3分の2の11,441千円が交付されてございます。

4点目、ペナルティー廃止を要望しないのかでございます。

全国町村会など地方六団体は、国が進める少子化対策に逆行するとして、首相に対し、子ども医療費助成の地方単独事業に対する国保の国庫負担減額調整措置の廃止を要請したところでございます。その後、地方三団体が代表して、厚生労働省の子どもの医療制度の

あり方に関する検討会において意見陳述を行い、検討会は、ことしの春には報告を取りまとめるとしてございます。こうしたことから、私は要望する予定はございません。

5点目、医療費増大を抑える対策はでございます。

平成28年度の医療費抑制策といたしまして、レセプト点検、人間ドック健診の推進、医療費通知の送付、ジェネリック医薬品との差額通知の送付、ジェネリック医薬品の推進、特定健康診査の自己負担を無料として受診率の向上、重複頻回受診者訪問指導を実施したいと思っております。

6点目、国保運営協議会の公募、公開はどうなったかのお尋ねでございます。

国保運営協議会の委員の公募につきまして、私としては、医師会、歯科医師会、薬剤師会、農業委員会、商工会、民生委員・児童委員による充て職と、地域性を考慮して学識経験者や被保険者に依頼することによりバランスのとれた委員構成となっておりますので、今のところ公募につきましては考えてございません。

協議会の公開につきましては、平成24年度第1回運営協議会におきまして議題に上げましたが、結論には至りませんでしたので、次回開かれる平成28年度第1回運営協議会において、再度議題に取り上げたいと思います。

7点目、国保運営協議会の答申と平成28年度国保税はでございます。

答申につきましては、私から諮問しました平成28年度国保税率を据え置くことについて、2回の協議の結果、承認しますとのことでありましたが、今後の国保運営に反映していただきたいということで、3つの要望がございました。

1点目は、町は町民の生命・健康を守る責務があります。今後も国保事業の円滑な運営を目指し、諸事業を展開・推進していただきたい。

2点目は、国民皆保険の中での国保は、最後のとりでとも言われております。その事業を担っている町は、そのことの自覚と覚悟のもと円滑な運営に当たっていただきたい。

3点目は、今後の国保税率について、中期的展望に立って、安定な国保運営を行えるよう税率の設定を行っていただきたい。最後に、国保税額の抑制に向けての不断の努力を町に求めますという要望がございました。

平成28年度の国保税につきましては、この答申を踏まえ、国保税率を据え置き、予算計上をしているところでございます。

○議長（鈴木基次君） 10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） 1点目の急激に大幅な引き上げは、前期高齢者がふえたということですが、前期高齢者はどのくらい増加したのですか。

それから、2013年度は17位で14年度が11位でしたが、そのときの一般会計からの法定外繰り入れはどのぐらいになっていたでしょうか。平成27年ではどうでしょうか、ということをお願いします。

それから、2点目については、大幅に引き上げられたけれども徴収率はそんなに影響がないということで、これはもう再質問は結構です。やりません。

それから、3点目について、17,162千円の交付、12月21日には3分の2、これが最後17,162千円が交付されるんだと思うんですが、これは保険税の引き下げに使わずに何に使うんですかということが3点目の再質問です。

それから、4番は、ペナルティー廃止を十分にやっただけにしているということで、町長から要望してほしいという意味ではないんです。4点目は、再質問はございません。

5番目に、医療費の増大を抑える対策ですが、今年度新たに取り入れられたのは何ですか。その中で、受診率のアップを目標にしているということですが、どのくらいの受診率のアップを目指していただけるのでしょうか。

それから、重複頻回受診者訪問指導、これは具体的にもう少しどういうふうにするかということをお教えください。

それから、6番目の国保運営協議会の委員、バランスのとれた委員構成になっているということですが、男女比とか年齢はどうでしょうか。選出方法は今、回答されましたけれども、年齢はどうなっているかということと、男女比がどうかということをお願いします。

それから、7点目に、28年度も保険者の支援分の交付があるのでしょうか。今回は据え置きということで、28年度の保険税は据え置きということになったということで、その運営協議会のこういうふうに言われた、この1点、2点、3点目、これは十分守っていただきたいと思います。

そういうことで、もう一回、回答をお願いします。

○議長（鈴木基次君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（野田佳秀君） 中西議員にお答えいたします。

まず、1点目の前期高齢者の被保険者数ということですが、平成26年度で931人、27年度では970人ということで、約40人ふえております。

2点目の法定外繰り入れということですが、これは23と24の2カ年ということですのでよろしいのでしょうか。それとも26、27。

26年度の法定外繰り入れについては行っておりません。27年度につきましては、20,000千円の法定外繰り入れを行っています。

3点目の基盤安定負担金の増加の分について何に使うのかということですが、歳出予算の6割から7割を占めます保険給付費の支払いがあと1回残っています。最終余った場合は、当初予算で認めていただいています法定外繰り入れ20,000千円を執行せずにやっていたいと思っております。

5点目の医療費の増大を抑える対策はということで、新規といたしまして、特定健康診査の自己負担を無料としての受診率の向上と重複頻回受診者訪問指導の2点でございます。

6点目の委員の男女比ですが、全員で9名おられます。男性6名、女性3名でございます。年齢構成につきましては、50歳以上が1名、60歳以上が8名でございます。

28年度の運営協議会におきましては、ことしの7月か、もしくは8月に運営協議会を開きたいと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木基次君） 税務課長。

○税務課長（谷輪亮文君） 7点目の基盤安定負担金の保険者支援分が28年度もあるのかというご質問ですけれども、一応要項上は同額でございますけれども、まだ所得が決まっていな段階でございますので、軽減者数が決まりませんので、幾らになるかというふうな段階ではございません。ただ、予算に関しましては、昨年と同額を計上しております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） そしたら、26年度法定外繰入がゼロで、27年度が20,000千円繰り入れて、こんなに大幅に引き上がったんですか。40名の増加で35,000千円の医療費が上がるというのが、そこらがちょっと法定外繰り入れを入れて、この保険税の引き上げを抑えるという政策をとられてきたと思うんですけれども、27年20,000千円も入れたんですかということと。

それからもう一つは、新たに実施された2つについて、無料にしたことによって受診率がどのぐらいアップを目指しているのかということと、重複頻回受診者訪問指導、これをもう少し具体的にお願いします。

あとは、また28年度も同額ということは、全国で1,700億円ということですね。そういうのがあって、だから幾ら町へ来るかは去年どおりとはいかんということですね。そういうことがあるということで、この保険税を考える場合も、そういうふうなことを考慮に入れたらと思いますが、お願いします。

○議長（鈴木基次君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（野田佳秀君） 中西議員にお答えします。

27年度の保険税の引き上げの件につきましては、前期高齢者の場合なんですけど、1人当たりの医療費なんですけども、月に約43千円要ります。それでいきますと年間で1人当たり516千円ということで、それに40人を掛けますと20,640千円ということになります。そのほかに、最近では高血圧や高脂血症、糖尿病などの患者がふえていることによる医療費の増加などで保険税のほうが上がっているという状況でございます。

次に、特定健診の受診率につきましては、厚生労働省のほうの目標数値というのが60%ということで示しておりますので、それに向けて取り組んでいきたいと思っております。

重複頻回受診者訪問指導につきましては、まず保健師と事務担当者がレセプトによって訪問対象者を選定します。その後、訪問することになるわけなんですけど、訪問指導の内容につきましては、重複頻回受診の問題点の説明、適正受診者の指導、健康相談、健康増進のための情報提供となっております。

以上でございます。

○議長（鈴木基次君） 10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） もうそしたらよくわかりましたが、ぜひ協議会が答申で出されているように、最後のとりでということで、保険税がこれからもどんどん上がらんような、そういうことをやっていただきたいと思います。

終わります。

○議長（鈴木基次君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後三時五十五分散会

再開は、あす17日午前9時です。